



㊦だんの㊧らしの㊨あわせ

地域のつながりとともに、より自分らしく暮らし生きられるまち・はんだ

第3期半田市障がい者保健福祉計画

2021



2023

はじめに

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障がいのある方を取り巻く環境が「施設から地域へ」と大きく変化していく中で、障がい福祉は公的なサービスだけではなく、地域の支え合いの力によって成り立っているとと言えます。

また、障がいのある方やそのご家族が抱える困りごとは、障がい福祉だけで解決できるものではなく、健康、子育て、介護、生活困窮など他分野にわたるため、制度の枠組みを超えて、包括的に支援していく仕組みが求められています。

こうした状況の中で、本計画は地域共生社会を目指す「半田市地域福祉計画」のもとで、障がいのある方を支援する施策の展開とともに、障がいのある方の社会参加を促進し、地域において誰もが役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合うための地域づくりに取り組むための行動計画として作成するものです。

半田市の障がい福祉の根底にあるのは、「地域とともに」「自分らしく暮らし続けること」です。これは、さまざまな施策を支える理念として、第 1 期半田市障がい者保健福祉計画から継承されています。誰もがお互いを認め合い、尊重し、支え合う社会に向けて、地域の皆さまと協議を続け、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見やご提案をいただいた半田市障がい者自立支援協議会の委員の皆さま、アンケートにご協力いただいた市民の皆さま、課題集約等にご協力をいただいた障がい福祉サービス事業所等の皆さまなど、すべての関係者の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、今後の障がい福祉の充実にむけて、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

半田市長 柳原純夫





目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	P. 1
2. 計画の位置づけ	P. 1
3. 計画の期間	P. 5
4. 計画の策定体制と推進体制	P. 3

第2章 半田市の現状と課題

1. 障がい者・障がい児の状況	P. 5
2. 課題整理の実施	P. 11

第3章 基本構想

1. 基本理念	P. 15
2. 重点課題	P. 16
3. 国・県への要望	P. 16

第4章 基本計画

1. 子どもの発達支援	P. 17
2. 就労支援	P. 21
3. 地域での生活支援	P. 23
4. 権利擁護と差別解消	P. 25
5. 多様化・高度化する障がい支援への対応	P. 27
6. サービスの質の向上	P. 29
7. 福祉人財の育成	P. 33
8. 地域づくりと社会参加支援	P. 35

第5章 障がい福祉サービスに関する計画

(第6期 半田市障がい福祉計画)

1. 計画策定の背景と趣旨	P. 39
2. 基本理念	P. 39
3. 第5期計画の点検・評価	P. 41
4. 第6期計画の目標	P. 41

資料

1. 計画策定体制・策定過程	P. 59
2. 身体障がい者手帳の所持者数（補足資料）	P. 62
3. ニーズ等調査アンケート資料	P. 63
4. 第5期計画の点検・評価	P. 91
5. 用語解説	P.101

SDGsと半田市障がい者保健福祉計画

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年までを期限とする世界共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組みを示しています。

国では、「SDGs実施指針改定版」（令和元年12月20日）において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

本計画においてもこれを意識した施策を実施し、SDGsの推進を図ります。



このうち、本計画に関係する目標



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

市町村は、障がい者の自立と社会参加の支援等をすすめるための施策に関する基本的な計画をまとめた障害者基本法に基づく障がい者計画の策定と、障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していくための「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく障がい福祉計画の策定が義務付けられています。本市では、平成21年度開始分から両計画を一本化し、「半田市障がい者保健福祉計画」として策定しています。

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されたことで、障がい福祉サービスの対象は、身体・知的・精神障がいに加え、発達障がいや高次脳機能障がい、難病患者等に拡大されました。障がい施策は、こうした障がいのある方の自立と社会参加の支援等をすすめ、障がいによって分け隔てられることなく、自らの生き方を自らの意思によって決定し、社会で共に生きていくことを目指します。

本市では、半田市地域福祉計画を上位計画に置き、地域住民、関係機関、行政が自助・互助・共助・公助の役割をそれぞれ担いながら、地域づくりと障がい福祉施策を一体的にすすめていきます。

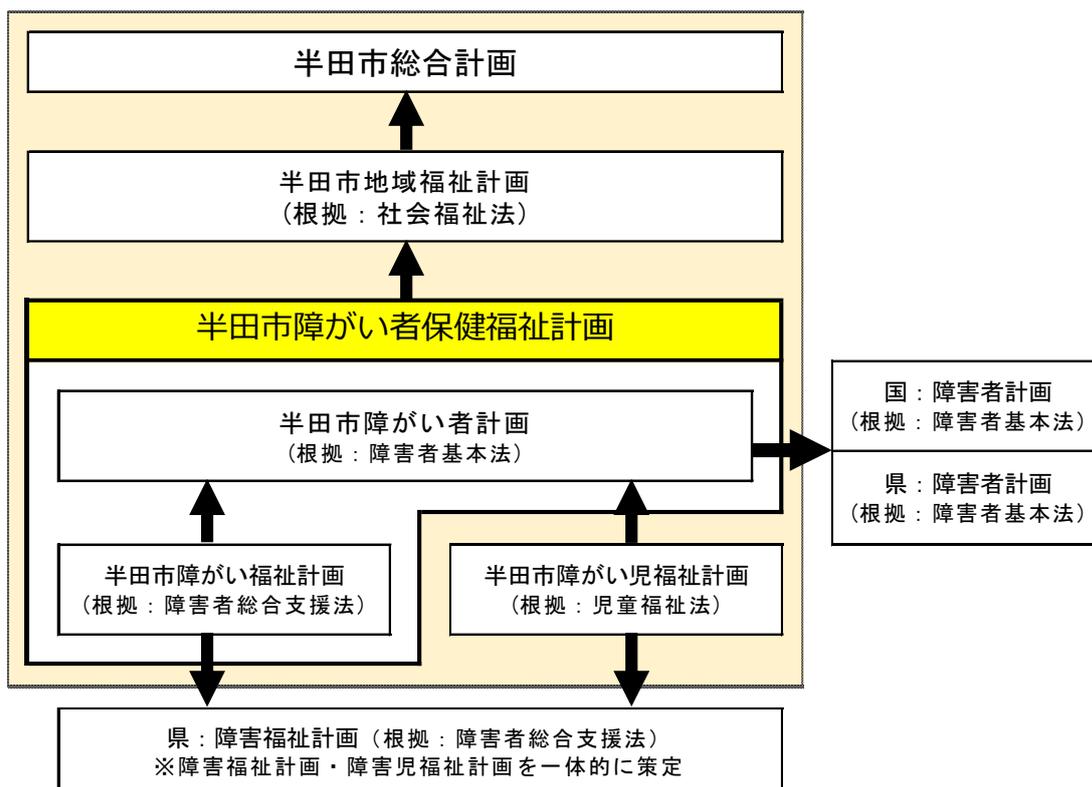


2. 計画の位置づけ

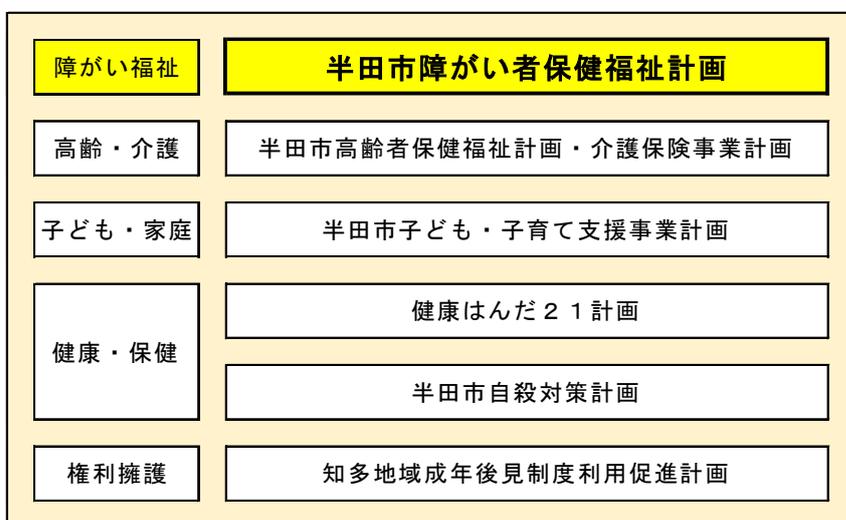
本計画は、半田市総合計画・半田市地域福祉計画を上位に置き、中長期的な課題を設定し、具体的に取り組む施策を明確化した行動計画として策定します。

また、半田市地域福祉計画と関連する他分野の計画と連携しながら、障がい福祉に関する個別計画として推進します。

【図1 半田市障がい者保健福祉計画の位置づけ】
点線枠内は半田市内部における位置づけを示しています。



【図2 他分野の計画との位置づけ】



3. 計画の期間

第2期障がい者保健福祉計画が平成27年度から令和2年度までの6年計画であったことに対し、第3期からは計画期間を短縮し、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とすることで、障がい福祉サービスに関する数値目標等と整合性を図ります。

【図3 計画策定期間】

策定期間	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
半田市総合計画	第6次						第7次		
半田市地域福祉計画	第1次						第2次		
半田市障がい者保健福祉計画	第2期						第3期		
半田市障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期		

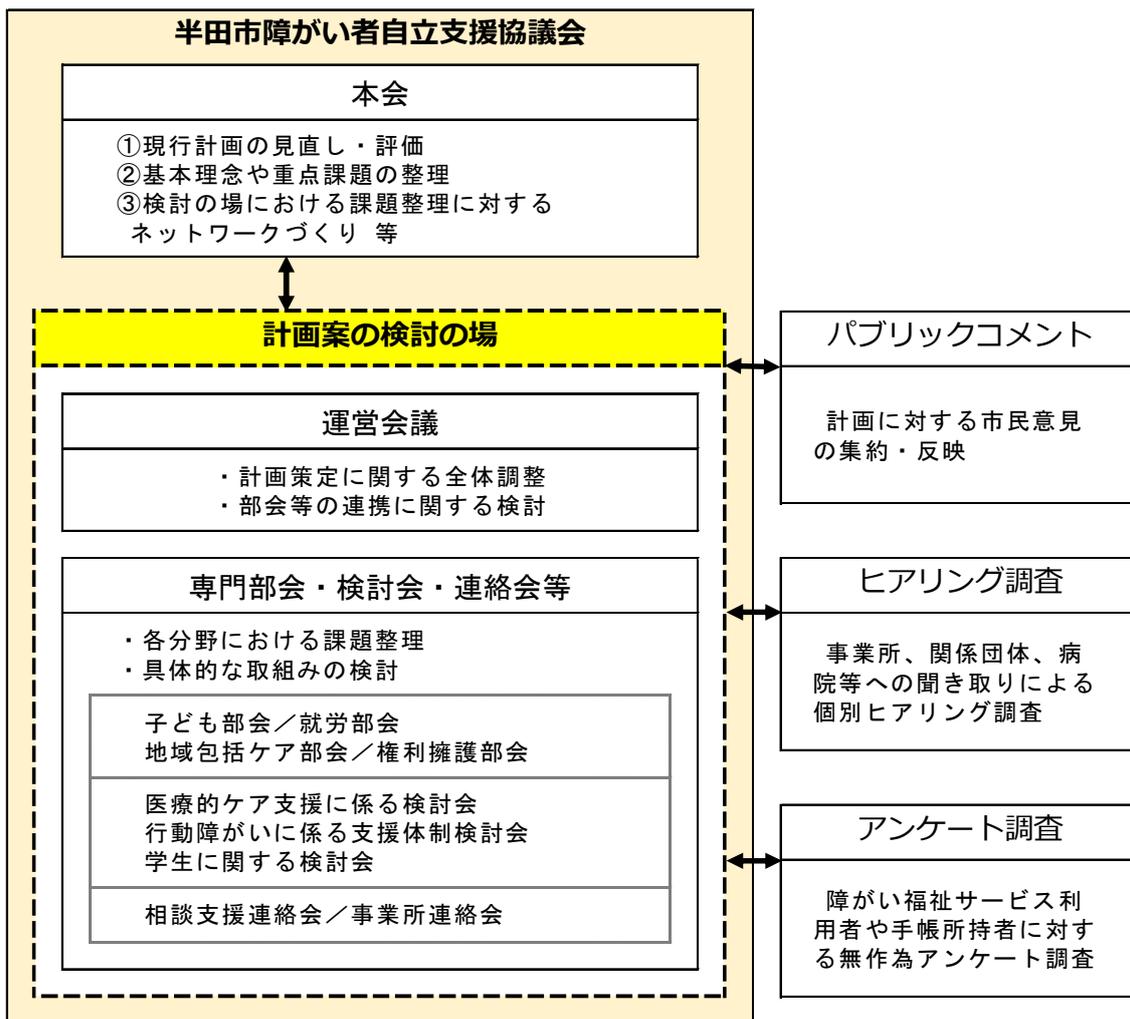
4. 計画の策定体制と推進体制

計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス事業所や、各団体等と協働して策定することが必要となるため、半田市障がい者自立支援協議会を策定の場として位置づけ、課題検討などをすすめました。

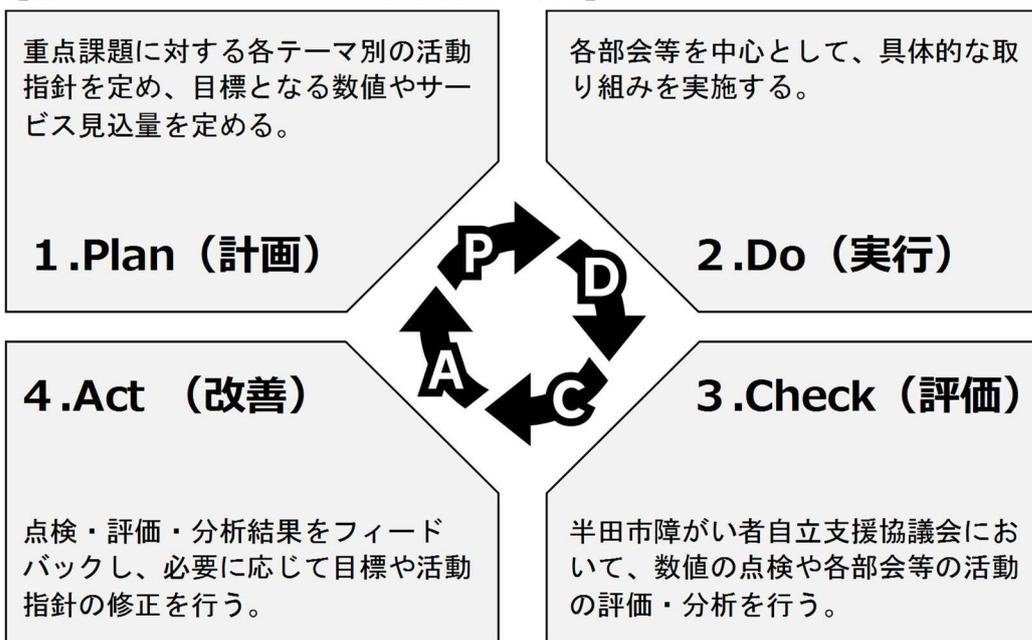
また、分野ごとの課題は、半田市障がい者自立支援協議会の各部会等において、これまでの取り組みを踏まえて整理するとともに、福祉関係の事業所等へのヒアリングや障がい者へのアンケート調査などにより集約し、計画に反映しています。加えて、計画案の段階でパブリックコメントを実施し、市民等の皆さまからの意見等を募集しました。

なお、計画推進にあたっては各部会等を中心にすすめ、必要な課題に対する部会・検討会の新設・統合を行い、随時、半田市障がい者自立支援協議会に諮り、進捗を確認していくものとします。

【図4 計画策定体制】



【図5 PDCAサイクルによる計画の推進】

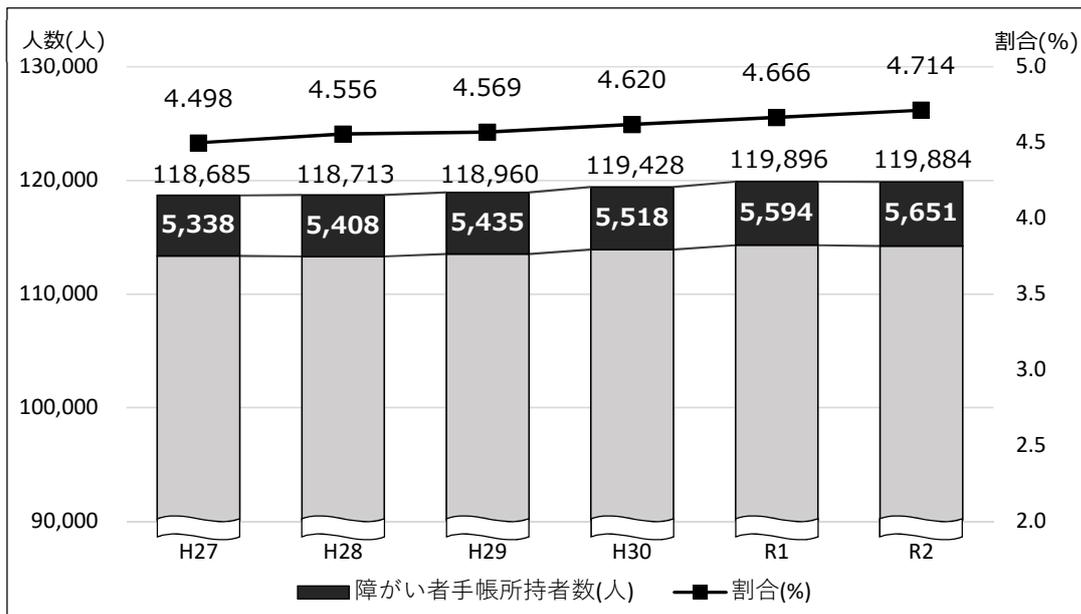


第2章 半田市の現状と課題

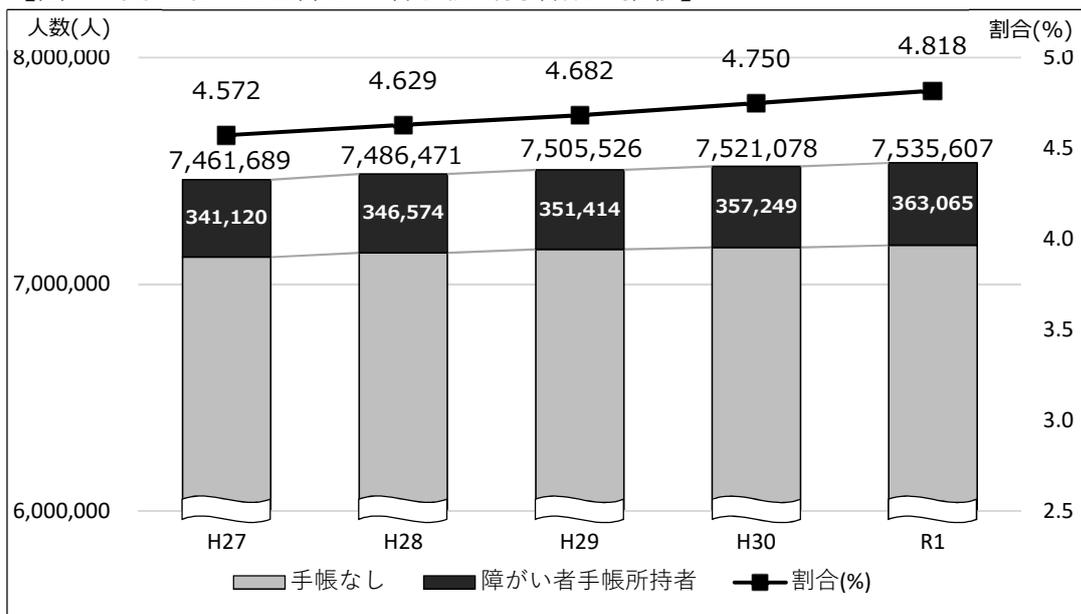
1. 障がい者・障がい児の状況

半田市における障がい者手帳の所持者数は増加傾向にあり、令和2年度には人口に対する手帳所持者数の割合が4.7%を超えました。手帳所持者数の増加は愛知県全体の傾向としても現れており、愛知県は平成30年度に手帳所持者数の割合が4.7%を超えています。

【図6 半田市人口と障がい者手帳所持者数の推移】



【図7 愛知県人口と障がい者手帳所持者数の推移】



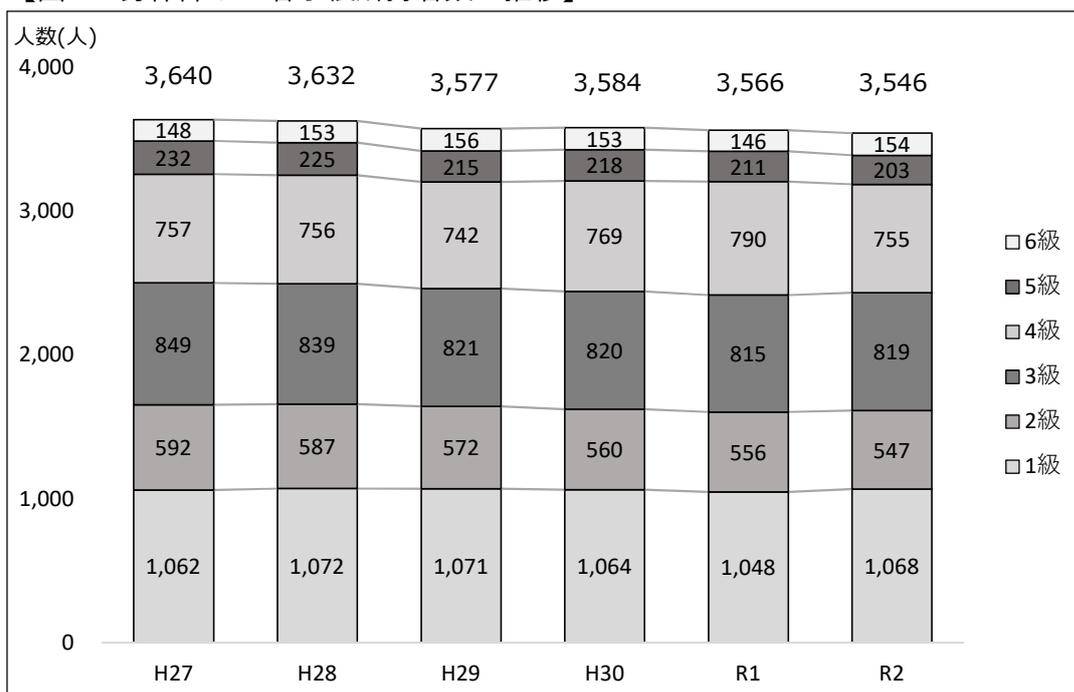
*人口・手帳所持者数とも各年度4月1日時点

(1) 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳の所持者数は、新規取得者を上回る資格喪失者（死亡・転出等）のため、微減傾向にあります。これは、手帳所持者の約7割近くが65歳以上の高齢者であることが関係しているものと考えられます。障がい部位別に見ると、内部障がいの数が増加しています。

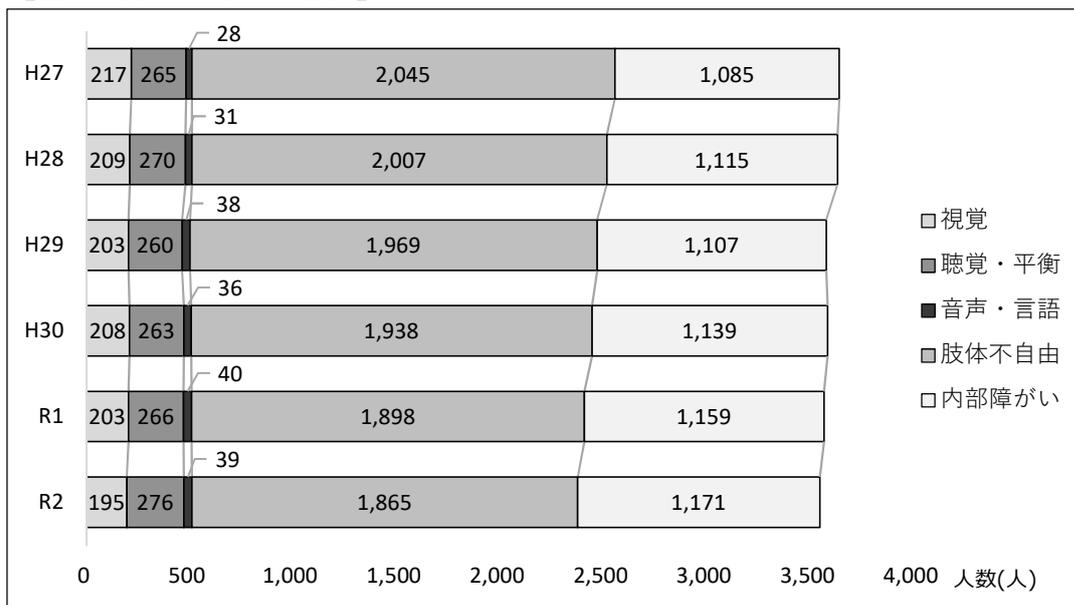
なお、手帳の等級・障がい部位と年齢からみた推移は資料編に掲載しています。

【図8 身体障がい者手帳所持者数の推移】



*各年度4月1日時点

【図9 障がい部位の推移】

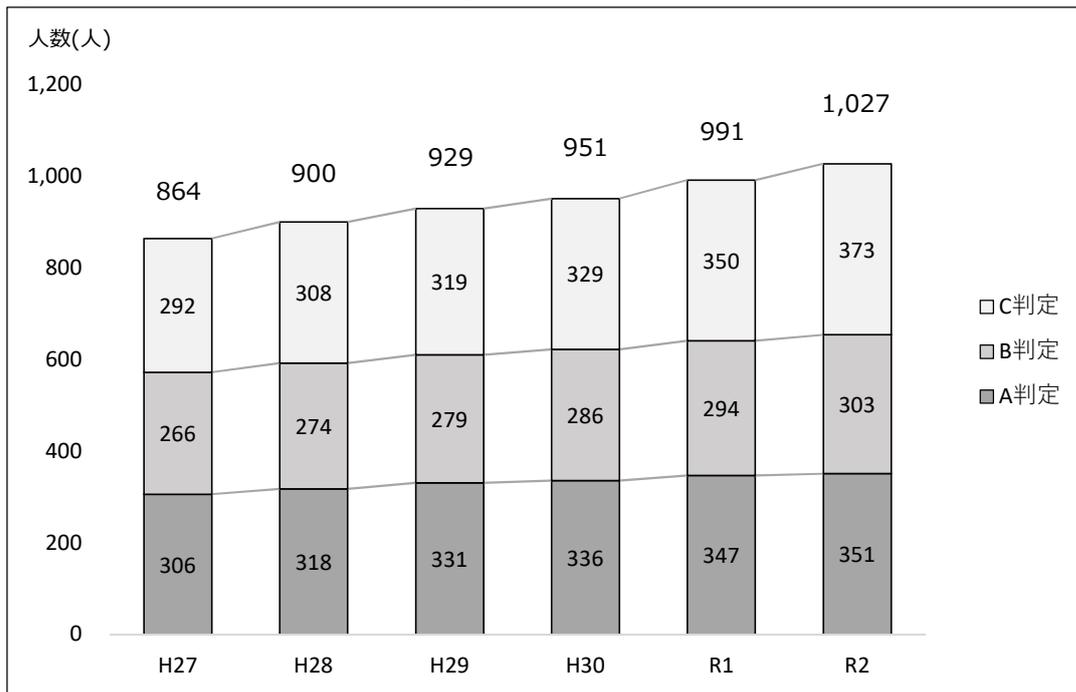


(2) 療育手帳

療育手帳の所持者は増加傾向にあり、平成27年度と令和2年度を比較して、約1.2倍の伸び率となっています。特に軽度知的障がい（C判定）の増加が大きく、この傾向は第2期計画策定時から継続しています。

これは、より早期の段階から発達に関して多機関が連携し、必要な支援へつなげていることが背景にあると考えられます。

【図10 療育手帳所持者数の推移】



*各年度4月1日時点

【図11 判定と年齢からみる推移】

(各年度4月1日時点 単位：人)

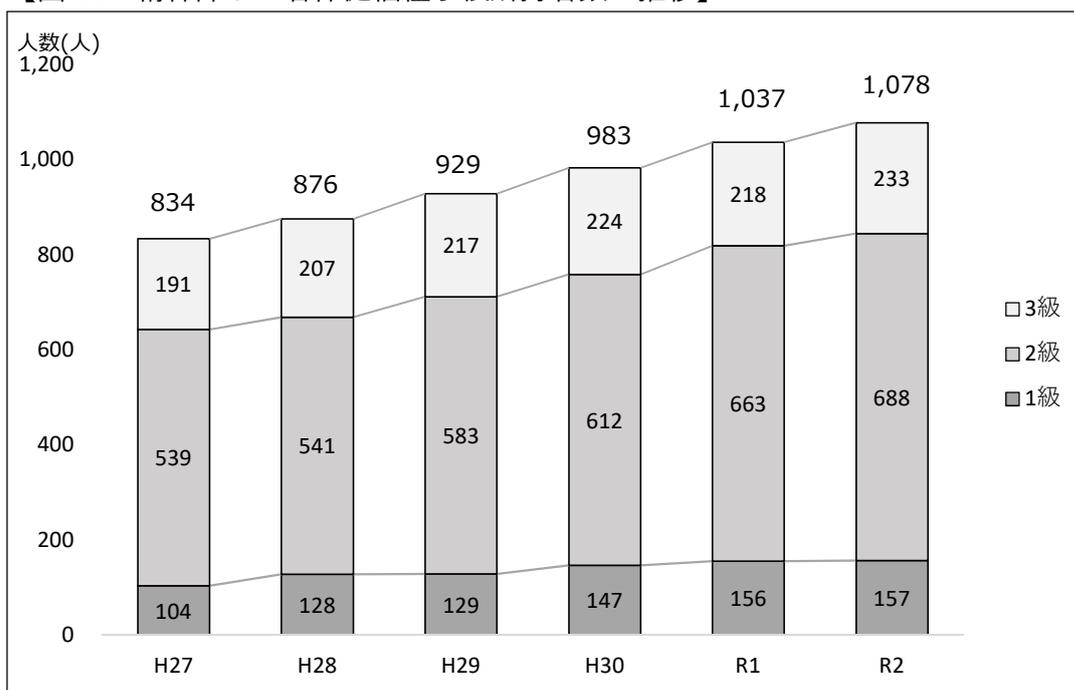
年度	判定	18歳未満			18歳以上			合計
		A判定	B判定	C判定	A判定	B判定	C判定	
平成27年度		91	57	117	215	209	175	864
平成28年度		95	60	126	223	214	182	900
平成29年度		91	58	129	240	221	190	929
平成30年度		88	60	133	248	226	196	951
令和元年度		92	60	150	255	234	200	991
令和2年度		88	61	160	263	242	213	1,027

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、平成27年度と令和2年度を比較して、約1.3倍の伸び率となっています。

このうち、手帳所持者が30歳以降の年代に多いことから、職場や家庭などの人間関係・生活環境の変化と関係している傾向がみられます。

【図12 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移】



*各年度4月1日時点

【図13 等級と年齢からみる推移】

(各年度4月1日時点 単位：人)

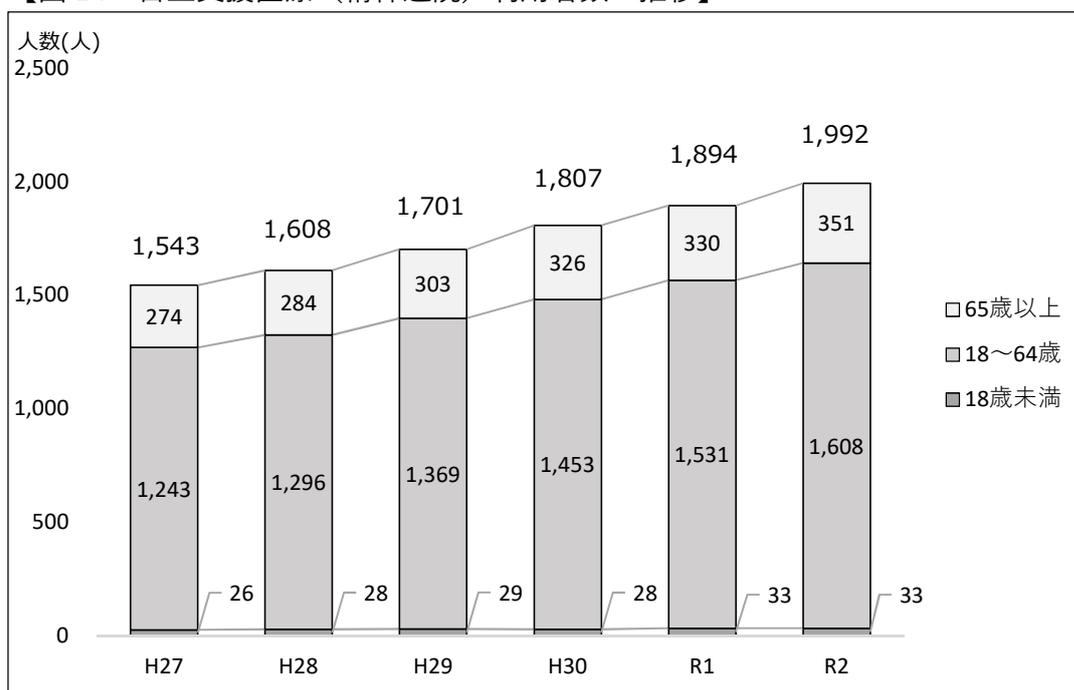
年度	等級	18歳未満			18歳以上			合計
		1級	2級	3級	1級	2級	3級	
平成27年度		1	6	14	103	533	177	834
平成28年度		3	11	12	125	530	195	876
平成29年度		2	16	11	127	567	206	929
平成30年度		2	16	8	145	596	216	983
令和元年度		2	28	10	154	635	208	1,037
令和2年度		2	32	10	155	656	223	1,078

(4) 自立支援医療（精神通院）の利用者数

自立支援医療（精神通院）は、統合失調症、精神作用物質による急性中毒などの精神疾患に対する通院治療の医療費を助成する制度です。精神障がい者保健福祉手帳を所持していない方であっても、自立支援医療（精神通院）を利用していることで、一部の障がい福祉サービス等を利用することができます。

精神障がい者保健福祉手帳と同様に利用者数は増加傾向にあり、平成27年度と比較して約1.3倍の伸び率となっています。

【図14 自立支援医療（精神通院）利用者数の推移】



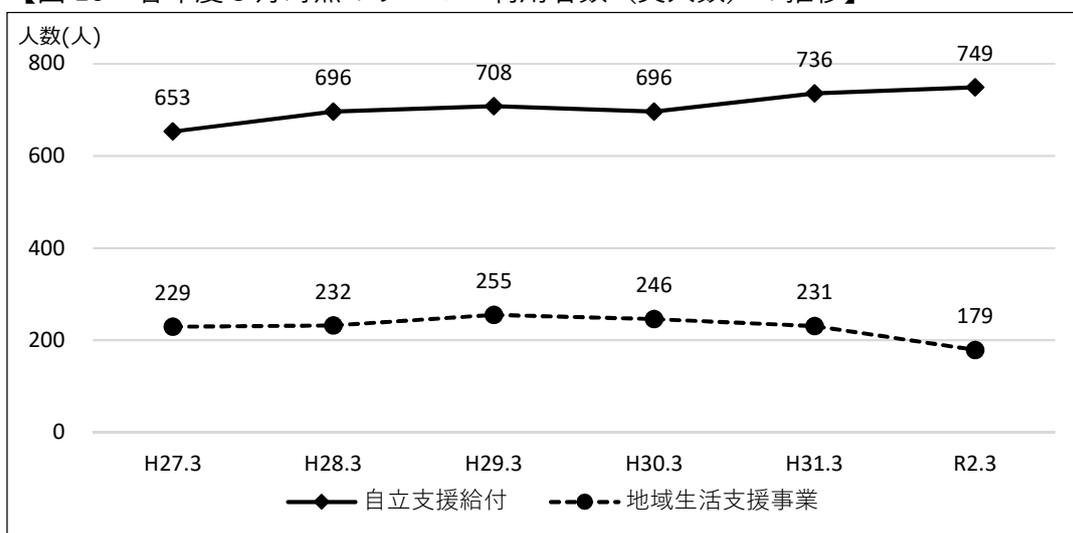
*各年度4月1日時点

（５）障がい福祉サービス等利用者数等

障害者総合支援法に基づく支援には、大きく分けて国の制度に基づき実施する「自立支援給付（介護給付・訓練等給付・相談支援給付）」と、市町村の創意工夫により地域の実情に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援・訪問入浴サービス・体験的宿泊・日常生活用具給付等）」の2つのサービス体系があります。

サービスの利用者数は増加傾向にあります。ただし、令和2年3月以降は、新型コロナウイルス等感染拡大防止に伴う影響が利用実績にあらわれてくると考えられます。

【図 15 各年度3月時点のサービス利用者数（実人数）の推移】



※自立支援給付は介護給付と訓練等給付、地域生活支援事業は日中一時支援・移動支援・訪問入浴サービス・体験的宿泊の利用実人数を表します。

※令和2年3月の地域生活支援事業の利用者数は、新型コロナウイルス等感染症の影響により移動支援事業の利用が大幅に減少したため、実人数も大きく減少しています。

【図 16 年齢からみる推移】

(各年度3月時点 単位：人)

年度	種別	自立支援給付			地域生活支援事業		
		18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
H27.3		30	623	653	46	183	229
H28.3		31	665	696	43	189	232
H29.3		26	682	708	44	211	255
H30.3		22	674	696	37	209	246
H31.3		27	709	736	37	194	231
R2.3		20	729	749	16	163	179

2. 課題整理の実施

(1) 半田市障がい者自立支援協議会における協議

半田市障がい者自立支援協議会のうち、主に各部会等で意見集約・課題整理を行いながら、第2期の計画に基づく取り組みに対する評価と、実施する中で新たに把握した課題を整理しました。

● 各部会等における重点課題の整理

<p>子ども部会</p>	<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援 児童発達支援センターの機能の充実 家族支援の重視</p>
<p>就労部会</p>	<p>自分の意思で働き方を選択し、そのためのスキルアップの支援 やりがいを感じながら、安心して働き続けられる仕組みづくり 働く障がい者を支える支援者へのフォロー</p>
<p>地域包括ケア部会</p>	<p>地域で住み続けられる体制整備 入院・入所している方が、地域で安心して生活できる支援体制 専門性のある人材を育成し、障がいの多様化への対応</p>
<p>権利擁護部会</p>	<p>合理的配慮（ハード・ソフト）のあられるまちづくり 権利擁護支援の醸成 幼少期（子どもの時）から「障がい」について考える機会の整備 虐待に対して早期から対応できるまちづくり</p>
<p>医療的ケア支援に係る検討会</p>	<p>医療的ケアが必要な障がい児・者への支援体制</p>
<p>行動障がいに係る支援体制検討会</p>	<p>行動障がいがあっても地域で生活できる支援体制</p>
<p>学生に関する検討会</p>	<p>支援者の不足への対策</p>
<p>相談支援連絡会 事業所連絡会</p>	<p>相談支援体制の連携・強化 「本人中心」を考えた相談支援の実施 非常時への対応に関する情報共有と対策の検討 支援者のスキルアップ</p>
<p>運営会議</p>	<p>制度によって途切れることのない支援体制 本人の将来に向けた支援・体験の機会の充実 災害時に備えた体制整備 地域で支える体制整備 難病の方への情報発信と支援者への理解啓発 コミュニケーションに支援を必要とする方への情報保障</p>

(2) 事業所等ヒアリングの実施

主に市内の障がい支援事業所や関係する団体、医療機関、特別支援学校などに対して、今後の活動に関する方向性や事業展開と共に、計画に関するご意見や、半田市障がい者自立支援協議会の活動に対するご意見などについてヒアリングを実施しました。

● 実施内容

次の支援機関等団体に対して、半田市の障がい福祉に関する聞き取りを実施しました。なお、同時期に策定する「第2期半田市障がい児福祉計画」と併せて実施しています。

実施先	当事者・家族会 3団体 特別支援学校 2校 医療機関（精神科） 3か所 通所系サービス事業所（児・者） 35団体（※法人ごとに実施）
-----	---

● 聞き取り内容

- ・ 計画について
- ・ 関わっている障がいのある方の現状について
- ・ 事業所等の現状と、今後の事業展開について
- ・ サービス利用・提供への要望について
- ・ 相談支援との連携について
- ・ 地域とのコミュニケーションについて
- ・ 半田市障がい者自立支援協議会について
- ・ 災害対策について

事業展開や要望については第5章の第6期半田市障がい福祉計画へ反映します。また、障がい児に関しては別の聞き取り項目を設定し、第2期半田市障がい児福祉計画へ反映しています。

● ヒアリングから見えた課題等

①当事者・家族会、医療機関

家族会等は、さまざまな情報ツールが広がっていることから、団体への加入者が減少しています。家族会等の活動を情報発信していきながら、当事者や家族が参加しやすい活動体制を作っていく必要があります。

医療機関では、通院患者の増加だけでなく、症状への対処に加え、社会復帰に関する相談を受けることもあるため、専門機関の情報収集を行っている所もありました。入院患者の退院後の生活支援など、医療機関とサービス事業所等が連携しやすい関係づくりを行っていく必要があります。

②通所系サービス事業所等

障がいの多様化だけでなく、家庭環境を含めた支援を求められている事業所が多く、本人だけでなく家族も含めた支援体制の構築を行っています。

支援者不足はどの事業所においても課題であり、若手の育成に半田市障がい者自立支援協議会が開催する研修を活用していただいています。相談支援事業所との連携もおおむね良好であり、必要な支援を協力して実施しています。

一方で、地域イベントの情報が事業所へ届いていないなど、地域との交流には課題がみられます。どうやって地域とつながり、職員や利用者がどうやって参加していくか、事業所単独の問題にとどめず、地域としてのきっかけづくりを行っていく必要があります。

(3) ニーズ等調査アンケートの実施

半田市内在住の障がい福祉サービス等利用者や障がい者手帳所持者に対して、生活状況やサービスに関するニーズなどを把握するためのアンケートを実施しました。

なお、アンケートの詳細は資料編に掲載しています。

● 障がい福祉サービス利用者からの声

①住まい方

現在の住まいについて、不安を抱えている方の多くは「親の高齢」を理由としています。今の暮らし方を維持することを希望する方が半数を占める中、一人暮らしやグループホームでの生活への興味・関心も高まっています。

②災害時

災害時の不安として、最も高い割合を占めているのが「地域との関係づくりの不足」です。緊急時の支援者も、「家族」や「事業所」の割合の高さと比べて、「近所の人」の割合の低さが目立つ状況です。

③相談支援

相談先としては「半田市障がい者相談支援センター」が高い割合を占めており、障がいに関する相談先としての機能の高さがうかがえます。一方で、相談先へ求める機能として「障がい福祉サービスの紹介」や「定期的な情報提供」が挙げられており、相談機関からの積極的な情報発信が求められています。

④社会参加

地域イベント等への参加は低く、その理由として「情報量が少ない」ことが挙げられています。

⑤サービスについて

サービス利用については、半数以上の割合で「満足している」と回答されていますが、事業所や支給量に関する不満が挙げられています。今後の利用にも「グループホーム」が挙げられているほか、「生活訓練」や「就労系サービス」など、自立した生活に向けた支援が求められています。

⑥就労

身体・療育と精神とでは一般就労や福祉的就労への希望割合が異なり、希望する支援も、就労後の支援（定着支援・仲間づくり等）と、就労前の支援（就労訓練等）と差がみられます。

● 障がい福祉サービス未利用者からの声

①暮らし

未利用者のほとんどは家族と同居しており、就労の有無によらず、買い物等で定期的な外出をしている一方で、地域活動への参加割合は低い状況です。

②困りごと

障がい別に少しばらつきはありますが、多くは「収入が安定しない」「人と交流したい」「働き先が見つからない」「暮らし方の相談」であり、これからの生活にあたり、お金や社会とのつながりなどへの不安が挙げられています。

第3章 基本構想

1. 基本理念

本計画の上位計画である「半田市地域福祉計画」において、すべての市民の「ふだんのくらしのしあわせ」の実現を目指すための基本理念として掲げられている「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」に沿って、今回の計画の基本理念を、障害者基本法にある障がいの有無にかかわらず、地域社会における共生をすすめるため、次のとおりとします。

地域のつながりとともに、
より自分らしく暮らし生きられるまち・はんだ

基本的な方針

 相談できる人	方針1：わたしには何でも相談できる人がいます。 専門的な相談支援体制はもちろんのこと、相談できる仲間や地域などの社会資源を大切にします。
 集える場所	方針2：わたしには身近に集える場所があります。 それぞれの障がいのある方の状況に合わせて、働ける機会・気軽に交流できる場所・通える場所などの環境づくりに取り組みます。
 参加の機会	方針3：はんだには気軽に参加できる機会があります。 情報提供・外出のしやすいまちづくり・当事者が気軽に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
 支えあうしくみ	方針4：はんだには困ったときに支えあうしくみがあります。 どんな状況にあっても暮らし続けられるよう、共に検討できる場の充実を図ります。
 地域での役割	方針5：わたしには地域での役割があり、そこで安心して暮らすことができます。 地域の支えあいの中で、希望する暮らし方を選択できる支援体制と、社会資源の充実を図ります。

2. 重点課題

本市として特に重点的に取り組むべき課題は、基本理念に基づき以下のとおりとします。

(1) 生涯にわたって継続的な支援が受けられるための途切れない支援体制整備

- 早期支援と環境整備
より早期の段階から、特性に配慮した支援や環境につなげる仕組みをつくります。
- ライフステージに合わせた情報発信・情報提供
ライフステージの変化の時期に適切で十分な情報が得られる環境を整え、将来を共に考えます。

(2) ひとりの人のために保健・医療・福祉・保育・教育などに関わる人が、同じ夢に向かって役割分担しながら連携できる体制整備

- 自己実現の支援
本人の夢や思いを関係者が共有し、それに向かう支援内容を考え、共に振り返ります。
- 複雑化・多様化する地域課題に対応する解決の場づくり
ひとりの課題を地域の課題として捉え、多職種で解決していく仕組みを維持します。

(3) 安心して暮らし続けるためのサービス、コミュニティづくりを含めた支援体制整備

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員である
地域共生社会を目指して、一般施策に絡めた施策を共に考えます。
- ふくし共育による地域づくり
子どもからお年寄りまで、地域住民と共に育ち、障がいのある方も地域における役割を担う仕組みを考えます。

(4) 障がいのある方がその人らしく暮らし続けられるための活動支援

- 意思決定支援を真に支える基盤づくり
自ら選び体験すること、学ぶことの機会を保障します。
- 家族支援を含めたチームでの支援
本人だけでなく、その家族や地域を含めた暮らしやすさをチームで支援します。

3. 国・県への要望

本市の創意工夫では解決できない事項については、必要に応じて市長会などを通じて国県に対し制度改正についての要望を行います。

第4章 基本計画

1. 子どもの発達支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がいのある子どもとその家族が安心して育み合えるよう、様々な関係機関が連携して1人の子どもを支えるとともに、変化するライフステージを切れ目なく支える体制を整備します。

現状と課題

少子化により18歳未満の人口が減少している中でも、発達の心配や特別な支援を必要とする子どもは増加しています。また、各家庭のライフスタイルも多様化してきており、ニーズや課題も多様化・複雑化してきています。

半田市では、児童発達支援センターつくし学園に発達支援相談あゆみを設置し、18歳未満の子どもの発達に関する相談や、必要な支援へのつなぎを関係機関と連携しながら行っています。子ども自身の将来像の実現のために、ライフステージの変化の時期に合わせて、保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の様々な支援機関が緊密に連携し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

また、支援体制の整備に加えて、家族の孤立を防ぎ、家族同士で支えあうための仕組みとして、保護者向けの勉強会や、家族同士が交流する機会づくりを行うなど、保護者自身の子育て力向上に取り組む必要があります。

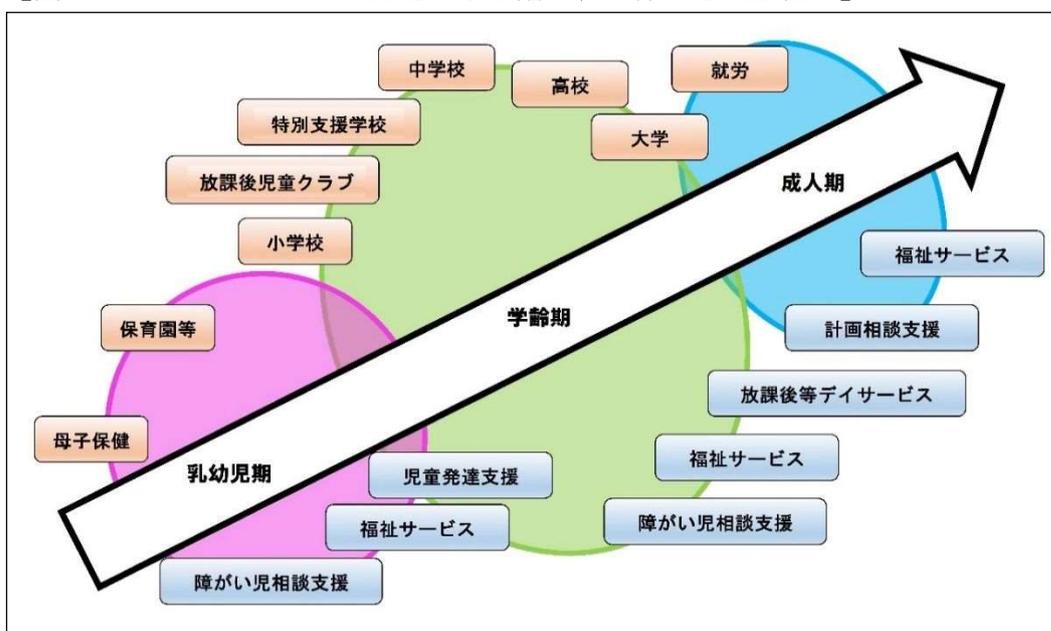
具体的な取り組み

(1) 次のライフステージに向けた連携を強化し、子どもや家族が安心して必要な支援を受け続けられるよう、情報提供を丁寧に行い、その中で自己選択ができる体制を整備します。

- ・ 乳幼児の健康診査を通して、子どもの発達、保護者の育児状況等を聞き取りながら、必要な支援につなぎます。また、健康診査後から就園・就学後も支援がつながるよう、園見学や面接等に保健師が同行し、情報の引継ぎを行います。

- ・ 保護者とともに、個別の教育支援計画（ふれあい）を作成・更新し、支援者で共有するとともに、就学先へ適切に引き継ぐことにより、乳幼児期からの継続した支援を行います。
- ・ 必要な情報を必要な時期に得ることができるよう、18歳未満を対象とした福祉サービスや相談窓口をまとめた「ふくしげんきっず」の作成を始め、放課後支援に関する「放課後支援ガイダンス」、卒業後の就労に関する「おしごとガイダンス」の実施により、積極的な情報発信を行います。
- ・ 相談支援専門員が、児童とその家族のニーズを把握し、様々な関係機関と連携しながら福祉サービスその他の社会資源の利用調整を、ライフステージを通して継続的に行います。ライフステージの移行期には、個別の支援会議を実施し、関係機関で方針を共有して支援を行います。

【図17 ライフステージが変化する段階と、関係する支援機関】



（2）一人の子どもを同じ時期に支援する機関が子どもの将来を共にイメージし、目標を共有して支援を行います。

- ・ 幼稚園・小中学校には特別支援教育コーディネーター、保育園には発達支援コーディネーターをそれぞれ配置し、保護者・関係機関・就学先等との連携の中核を担い、多機関との連携を図ります。
- ・ 保護者、学校、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所による情報共有の場として「教育と福祉の連絡会議」を実施し、関係者間で支援目標を共有します。

- 子育て施策である放課後児童健全育成事業と、障がい福祉施策である放課後等デイサービス事業が連携・協力し、合理的な配慮がなされる環境整備等のあり方について協議する場を設置します。

【図 18 多機関が連携するイメージ】



(3) 障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携して支援できるよう、児童発達支援センターの機能を強化します。

- 18歳未満の児童の発達や障がいに関する心配や悩みごとの相談への対応や専門機関へのつなぎ等を「発達支援相談あゆみ」を中心として実施し、課題が複雑なケースにも対応できるよう相談機能を強化します。
- 臨床心理士等の専門職がチームとなって保育園等を巡回訪問し、職員に対して適切な支援を行うために必要な助言や指導等を行い、適切な支援につなげます。
- 地域の中核的な療育施設として、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への巡回支援を実施します。
- 保育所等訪問支援を継続的に実施し、発達の心配や障がいのある児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。

<p>児童発達支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援
<p>地域支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談支援（発達支援相談あゆみ） 巡回支援専門員整備事業（巡回療育支援） 障がい児等療育支援事業 （地域の中核的な保育所等の施設職員等に対する支援） 理解促進研修・啓発事業（地域講演会・研修会等） 保育所等訪問支援

(4) 障がいのある子どもはもちろんのこと、家族も安心して暮らし続けることができるよう、共に学ぶ機会や交流の場を設けるとともに、家族支援の体制を整備します。

- 保護者が安心して就労できるよう、放課後児童健全育成事業における障がい児の受入体制を強化します。また、利用が困難な児童については、日中一時支援等の活用を検討していきます。
- 児童が自宅で安心して過ごせるよう、放課後等デイサービス事業所等の職員が家庭を訪問し、自宅での対応方法や家族の相談援助を行うなど、家庭との連携を推進していきます。
- 保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、日常の困りごとを解消し、発達促進・行動改善を行っていくため、「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」を実施します。
- ピアサポート(当事者同士の活動)として、保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場を提供します。

【図 19 茶話会の様子】



2. 就労支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●		●

障がいのある方も、さまざまな体験や情報を得る中で、自分の将来を自ら選択して就労することができ、安心して働き続けることができるよう、働く当事者やその支援者と、雇用する企業の双方を支援する体制を強化します。

現状と課題

平成30年4月に施行された障害者雇用促進法により、法定雇用率の引き上げを含む障がい者の更なる雇用推進を目指す動きが進んでいます。

しかし、企業における障がい理解や雇用に関する制度の認識にはばらつきがあり、結果として安定した雇用につながらないケースが生じており、企業への啓発活動や、企業と支援機関等をつなげるための仕組みが必要です。

また、障がい者本人の希望により、支援者と共に自らの強みを活かした働き方を選択していくなかで、設備の構造上の制約から、希望する働き方を選択できない課題があります。

具体的な取り組み

（1）障がいのある方が、様々な体験や情報の中で就業先の選択をすることができ、そのためのスキルアップをチームで支援します。

- 就労するための体力や生活リズムを整え、就労に向けた気持ちづくりを促すため、さまざまな分野の実習や就労体験などが提供できる仕組みを拡げていきます。
- 自立訓練や地域移行など、他の福祉サービスを利用しながら就労に向かう人が就労系サービスにつながるよう、事業所同士のつながりや相互理解をすすめます。
- 就労に向けた社会とつながるきっかけ作りに地域活動を取り入れながら、地域と共に就労準備を支える関係づくりをすすめます。

(2) 障がいのある方が、やりがいをもって働き続けることができるよう、生活支援・余暇支援を含めて働く人の生活を応援します。

- 企業における障がい理解を広げるため、半田公共職業安定所と協力し、啓発活動や雇用制度の周知を行い、障がい者雇用の促進に取り組みます。
- 就労定着支援やジョブサポーターなどの制度を企業に向けて発信し、企業と協働して就労定着をすすめます。
- 働くことのやりがいや、仕事とプライベートの両立など、働きながら生きがいを見つけしていくために、仕事以外にも活動の場を作り、仲間づくりや余暇の過ごし方を見つける支援を行います。
- 定年などにより離職した後も、経験やスキルを活かし、社会とつながることができるよう、地域で活躍できる体制づくりの課題検討をすすめます。

(3) どんな障がいがあっても“働きたい”気持ちを応援していくことができるよう、企業や就労支援事業所等を支える仕組みを強化します。

- 企業や就労支援事業所等の設備面や、行動障がいなど障がいの内容を理由として、働きたい気持ちが制約を受けないように、必要な環境整備や支援方法について考える場を広げていきます。
- 企業と就労支援事業所等をつなげ、就労前から就労後まで途切れることなく支えていくために、企業と事業所が出会うきっかけを作っていきます。

【図 20 企業向け雇用啓発イベント】



【図 21 発達障がいに関する研修会】



関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

3. 地域での生活支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がいのある方やその家族のライフスタイルが変化する時や、入院・入所から地域での生活を再開する時に、医療・保健・福祉が連携し、安心して自分らしい生活を実現していけるように、地域での包括的な支援体制の強化や、情報提供に努めます。

また誰もが地域包括ケアを活用できるようにコーディネートを行います。

現状と課題

半田市では平成28年に地域での安定した生活を保障するため、面的整備型の地域生活支援拠点を整備しました。しかし、実際の拠点機能の活用に向けては、あらかじめ緊急時を想定した支援体制を整えておくことや、地域生活を体験し、生活能力や自信を身につけるなどの準備が必要です。

一方で、地域で生活していくためには、就労など地域社会との関係づくりに加え、孤立しないための仲間づくりの仕組みが不可欠です。

具体的な取り組み

（1）住み慣れた地域での生活を安心して継続できるよう、地域生活支援拠点の面的整備に加え、多機能型拠点の整備や機能強化に努めます。

- 「地域生活支援拠点ガイドライン」を活用し、緊急時の対応や緊急事態を未然に防ぐための支援方法について、相談支援専門員と協同します。
- 障がいのある方の家族の高齢化に伴い、本人の生活能力を高めるために、体験的宿泊事業を推進し、生活に必要な技術や知識、自信を身につける場を拡げます。
- 緊急時に、障がいのある方の生活を支援できる事業所を増やします。

(2) 入院・入所している方が再び地域で安心して暮らし続けることを選択できるよう、情報提供の充実とともに、新たな生活を体験する機会の確保等に努めます。

- ・ 入院・入所している方へ、支援者や当事者から多様な生活の在り方を情報提供することで、自己選択や自己決定ができる機会を作ります。
- ・ 退院・退所を検討している方が、新たな生活を具体的にイメージし、前向きにすすんでいくことができるように、地域生活を体験する機会を確保します。

【図 22 自分の趣味を楽しむ生活】



(3) 障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、当事者の体験を共有する機会や地域定着を目的とした支援体制を作ります。

- ・ 地域に住む障がいのある方が、互いの経験等を共有し話し合うことで、不安や悩みを一緒に解決していけるように、当事者の交流の場を作ります。
- ・ 日常的な困りごとの支援や緊急時の連絡対応等を行い、障がいのある方が安心して地域で生活できる体制を作ります。
- ・ 地域住民とのつながりを作るために、地域のイベント・避難訓練等の情報提供や、参加に向けた支援を行うことで、当事者の社会参加をすすめます。

関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

4. 権利擁護と差別解消

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
	●	●	●

障がいの有無にかかわらず、誰もが共に暮らしやすい街を目指して、幼少期から障がいのある方の生活に触れ、共に育ち、共に考える視点を身につける機会を作るとともに、商業や観光も含め社会生活の様々な場面で必要な合理的配慮が提供される街づくりを目指します。

現状と課題

平成25年6月に、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月から施行されました。

障がいによって不当な扱いを受けることなく、自らの権利を守り、傷つけられることのないよう、権利保障や虐待防止に関する研修等を通して、日常的な見守りや小さな気づきの重要性を繰り返し啓発することを大切にしています。

しかし、実際はスロープや段差解消といった設備面の合理的配慮や、手話通訳や点字、外国語など意思疎通に関する支援が不足しているなどの課題があり、障がいに対する配慮を踏まえ、「誰にとっても、どんな人にとっても、分かりやすい・利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立った社会づくりを意識づける必要があります。

具体的な取り組み

（1）幼少期から障がいのある方の生活に触れ、個性を認め合い、あたり前に支えあう関係を作っていくために、理解促進に努めます。

- 地域のふくし井戸端会議やふくし共育等により、子どもたちが障がいのある方の生活を知り、共に暮らしやすい街とは何かを考える機会を作ります。
- 全ての住民が、互いに支えあう気持ちを意識し、育んでいくことができるよう、障がいの有無にかかわらず、交流できる機会を作ります。

(2) ふだんの暮らしの中にある社会的障壁を取り払うとともに、合理的配慮があたり前に行われるよう働きかけます。

- 地域の中で当事者が感じる合理的配慮や環境の整備の望ましい事例を集め、地域の事業者や住民に対して啓発する仕組みづくりを行います。
- 福祉事業者や民生委員、地域住民等に対して、障がい理解を深めるための研修や啓発活動を繰り返し実施していきます。
- 市内で開催される不特定多数の方が集まるイベント等において、企画の段階から当事者の参加をすすめ、必要な合理的配慮や環境整備の提供体制を整えます。

【図 23 イベントでの手話通訳】



(3) 馴染みの場所や頼れる人との関わりから、周囲の人が本人や家族の困りごとや異変に気づく地域づくりを目指します。

- 関係者が本人の気持ちを受け止め、自己実現に向けた福祉サービスの提供や柔軟な支援が行えるよう、働きかけていきます。
- フォーマル・インフォーマルを含めた社会資源の見える化を図ります。
- 障がいのある方や家族が馴染みの場所や頼れる人を見つけられる環境を作り、本人や家族が困りごとを相談でき、また本人や家族の異変に気付くことができる関係性を持った人を増やします。
- 本人の権利を守るため、成年後見制度だけではなく多様な支援方策を検討していきます。

(4) 虐待についての意識を高め、早期に対応できる体制を整え、継続的な支援ができる体制を強化します。

- 医療機関や警察などの関係機関や、障がいのある方や地域住民等に対して、障がい者虐待について考え、学ぶ講座や啓発活動を行い、虐待の早期発見・未然防止と相談・通報の促進を図ります。
- 虐待への具体的な対応後も、虐待が起きた背景や経緯などに目を向けながら、虐待者・被虐待者それぞれに対する継続的な支援を行う体制を構築していきます。

5. 多様化・高度化する障がい支援への対応

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●		●

医療的ケアや行動障がいなど、多様な要因が関係しているものや、高度で専門的な支援を必要とする方を地域で受け入れ、その方が地域で暮らし続けられる支援体制を整備します。

現状と課題

●医療的ケア児等への支援

医療技術の発達などにより、人工呼吸器や胃ろう、たん吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもが在宅で生活できるようになっています。一方で、医療機関以外で医療的ケアを受け入れることができる支援者が不足しており、家族の大きな負担となっています。

また、子どもだけでなく、医療的ケアが必要な大人の方も地域で生活していることから、子どもに限らず、より広い年齢層を対象とした支援体制の整備が求められています。

●行動障がいへの支援

直接的な他害や間接的な他害など、行動障がいがある方の支援は専門的な知識と、支援者の連携が重要となります。しかし、その支援の難しさから受け入れることができる支援者が限られるなど、必要とするサービスの提供に課題が生じています。

障がい特性や周囲の環境との不適合など、行動障がいが起こる背景をふまえて、経歴問わず障がい福祉に従事するすべての支援者が、行動障がいが起こらない予防支援の観点を共通理解できる地域となることを目指します。

具体的な取り組み

(1) 医療的ケアを必要とする方も、地域で安心して生活していくための体制を整備します。

- 医療的ケアが必要となった時点から地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関が連携し、支援にあたります。
- 医療的ケアを必要とする方やその家族の生活状況に変化が生じた際、迅速に支援体制が構築できるよう、関係機関が連携する仕組みを整備します。
- 医療的ケアが必要な児童の発達を支援するため、居宅訪問型児童発達支援事業や保育所等へ看護師を派遣する看護師派遣事業等を実施します。
- 本人も家族も住み慣れた半田市で過ごしていけるよう、医療的ケアが必要な方の日中の受け入れ先の確保を行います。
- 看護者の疾病等の緊急時や休息を目的とした受け入れ先の確保に努めます。
- 災害時に迅速に避難できるよう、個別の避難計画を作成します。
- 知多圏域の課題として協議を行い、医療・福祉・教育等の必要な社会資源の確保に向けた取り組みを行います。

（2）行動障がいの見立て・仕立てができるスタッフの育成、現場での支援スキルの共有ができる人材の育成に取り組みます。

- 「予防支援」を共通言語とした強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施していきます。
- 研修で学んだことを実践に深めていくため、事業所のフォローアップを行う仕組みづくりをすすめます。

（3）本人も家族も安心して暮らせる支援体制、支援者も安心して支援が提供できる環境を整えていくことに取り組みます。

- 家庭へのサポートや福祉サービスを利用していない・利用につながりにくい方などに対して、課題検討を行い、支援の組み立てができるチームづくりをすすめます。
- 「支援者支援」の観点から、事業所をこえて情報共有やサポートしあえる横のつながりの場を作ります。

6. サービスの質の向上

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がい者やその家族も安心して地域で暮らし続けていくために、相談支援体制の充実を目指し、本人を中心にした重層的な相談支援体制の構築に取り組みます。

障がいのある方を支える各事業所の支援の工夫や課題を共有し、より良い支援を検討する場を継続して実施し、半田市全体のサービスの質の向上と支援者の養成を目指します。

現状と課題

障がい福祉サービスを利用する際には、「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の作成が必要であり、半田市ではほとんどの方が相談支援事業所を通して福祉サービスを利用しています。

本人がどんな生活を希望し、どんな未来を望んでいるのかを丁寧に探り、障がい福祉サービスだけでなく、他制度における支援やさまざまな地域資源を組み合わせ、その実現を目指していくことが必要です。

具体的な取り組み

（1）「本人中心」を大前提として、福祉サービスの調整だけでなく本人の希望する生活に関わる支援の体制整備に取り組みます。

- 本人の意思決定を支援し、その結果を反映したサービス担当者会議や個別支援会議が行われる相談支援の体制を作ります。
- 福祉サービスだけで支援するのではなく、インフォーマルな社会資源も活用しながら本人が希望する生活を支える方法を検討していきます。
- 災害時や緊急時に備え、本人の取るべき行動や、必要な支援内容をあらかじめ整理し、関係者で共有します。

(2) 相談支援の質の向上を図るため、学習の機会と多機関連携の強化を行います。

- 市内の相談支援事業所で定期的な事例検討を実施し、困難な事例等の支援方法を検討することや、効果的な良い支援の事例を共有するなど、相談支援事業所の連携強化と全体的なスキルアップを行います。
- 他法の制度や社会資源等を知る機会を作り、福祉サービス以外の支援方法も提案できるよう、相談支援の質の向上を図ります。
- モニタリングの検証を官民共同で実施し、相談支援の質の向上を図ります。
- 基幹相談支援による相談支援事業所のフォローアップや、委託相談支援によるサービス未利用の障がい者支援と計画相談が連携できる重層的な相談支援体制を構築します。

【図 24 相談支援事業所の事例検討会】



(3) 国の施策など変化の多い福祉制度の最新情報を共有して、支援現場での創意工夫を行いながら本人を中心に据えた支援を行うために支援者のスキルアップへの取り組みを強化します。

- サービス提供者が支援の工夫などの情報交換を行い、より良い支援に活かしてもらおう場を作ります。
- 初任者向け研修に加えて、中堅者向けの研修を実施するなど、段階別に内容を深め、支援者全体のスキルアップに取り組みます。

【図 25 初任者向け研修の様子】



(4) 災害時や感染症対策等、突然起こりうる非常事態に備え、事業所と行政が連携して支援を継続できる体制を整えます。

- 事業所を運営する上での工夫や課題を共有する場を作り、災害時や感染症の対策について準備する場を整えます。

(5) サービス提供者の人員不足に対して、限られた人員での支援を効率的に行うための役割分担の整理と、事業間の情報共有や連携を強化します。

- 訪問看護や訪問リハビリ等の医療分野と、居宅介護や自立生活援助等の障がい分野の連携など、医療・介護・障がい相互理解する場を整え、役割分担と連携の強化に取り組みます。



関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料

7. 福祉人材の育成

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
	●		●

障がいのある方やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、これから先の生活を伴走していく福祉の担い手の育成を目指し、学生も活躍できる機会を応援していきます。

現状と課題

支援を必要とする方が増えている一方で、支援者不足のため必要なサービスが提供できていない現状があり、半田市が抱える大きな課題です。

サービスの質の低下を防ぐためにも、安易な制度緩和を実施するのではなく、求められている支援のニーズをくみ取り、新たな支援体制の構築をすすめる必要があります。また、ふくしの仕事のやりがいや魅力を積極的に発信し、学生のうちから現場を体験できる機会を作るなど、より直接的で具体的な取り組みを行うことも必要です。

具体的な取り組み

（1）これからの福祉の発展を担う人材育成（人材確保）の観点で、福祉職の魅力発信とともに、学生だからこそできる経験や体験ができる機会の充実を図ります。

- 支援者向け研修（現場職員向け研修・強度行動障がい支援者養成研修等）とも連携しながら、より実践に活かせる知識を学べる機会を提供します。
- 障がいのある方との関わりや福祉職の現場の体験につながるよう、事業所と学生との出会いの場を作ります。
- 単に経験するだけでなく、学生視点で課題への提案を行うなど、自発的なかわりが持てるよう、バックアップします。同時に、現場の若手職員を中心とした学生を育てる機会として活用し、若手職員のスキルアップを図ります。

(2) インフォーマルな資源の充実を図っていくことを目的に、実支援として学生が中心となって活躍できる場をつくります。

- きょうだい児など、フォーマルな支援対象となりにくい方をサポートするため、きょうだい児向けのイベント等を学生と共に企画していきます。
- 支援が必要な状態であるものの福祉サービスにつながりにくい方（引きこもり、不登校児等）に対して、本人の興味や関心に合わせながらオンラインも活用したメンタルフレンドの実現を目指します。
- 様々な企画やインフォーマルな資源に興味をもつ学生を広げる情報発信のため、パンフレットやSNS等を活用します。

【図 26 学生と共に企画検討】



【図 27 きょうだい児向け企画】



関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

8. 地域づくりと社会参加支援

重点課題（1）	重点課題（2）	重点課題（3）	重点課題（4）
●	●	●	●

障がいのある方やその家族も、地域を構成する一員として様々な活動に参加でき、ふだんの生活だけでなく、非常時にもお互いに支えあえる地域を目指します。

現状と課題

障がいのある方の地域活動への参加率が低い現状を踏まえ、災害等の非常時へ備えるため、ふだんの生活のなかで障がいによって分け隔てられることなく、地域住民として当たり前地域活動へ参加できる体制が必要です。本人や家族が参加しやすい環境を作るため、地域における障がい理解の促進や、必要な情報提供を行うだけでなく、子ども・障がい・高齢など制度による隔たりをなくし、相互に連携した支援体制を整える必要があります。

具体的な取り組み

（1）多くの体験によって将来の選択肢が広がるよう、情報提供と体験の機会の充実に努めます。

- 障がいのある方を支える情報が必要な方に届くよう、半田市障がい者自立支援協議会の活動や障がい福祉サービス等の障がい施策や、インフォーマルな情報に関して関係機関へ情報提供を行います。
- 自分の将来を見据え、就労や住まい方等について自己選択ができるよう、早期の段階から計画的に就労アセスメントや体験的宿泊等を実施し、学び、体験する機会を作ります。

（2）障がいのある方やその家族・障がい福祉サービス事業所等の関係機関と、隣近所の地域住民とのつながりをつくり、地域での生活がより安心したものになるよう努めます。

- 障がいの程度に関係なく、住み慣れた地域で本人や家族が暮らせるよう、重度訪問介護や医療行為が可能な生活介護等、必要な福祉サービスの充実と本人を支援する関係機関との連携を図ります。
- 障がいのある方とその隣近所の方がつながり、お互いに支えあう関係を築けるよう、各地区のふくし井戸端会議などを活用して、障がい理解の促進や見守りに向けた働きかけを行い、気負わない支援者の輪を広げます。

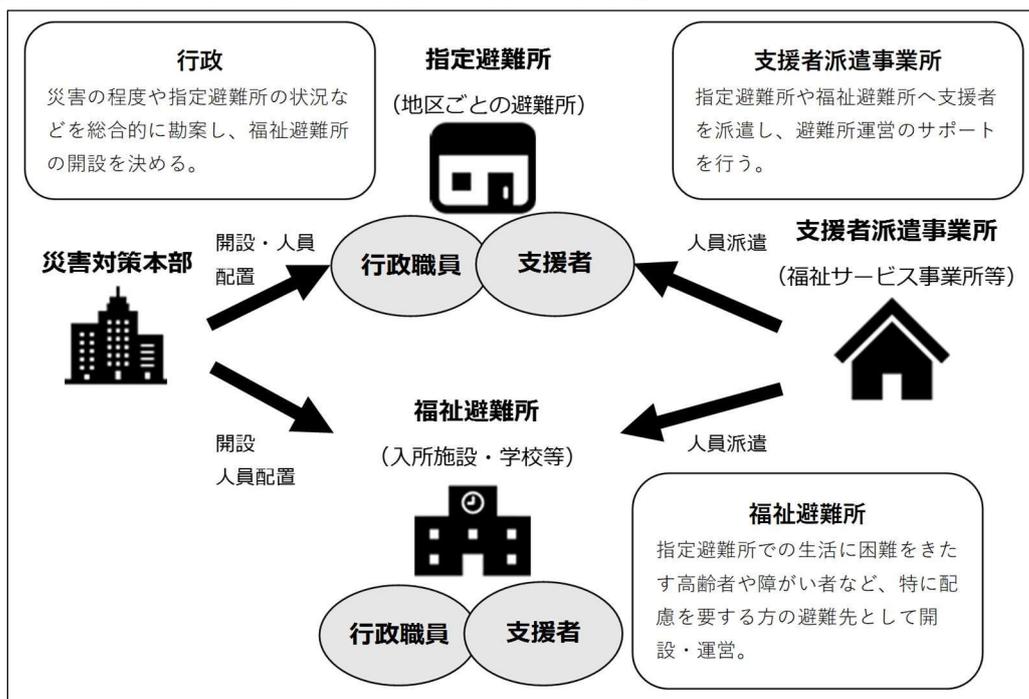
【図 28 中学校でのふくし井戸端会議】



(3) 障がいのある方やその家族等を含めた地域住民とともに、防災の意識を高め、お互いに助け合い・連携できる非常時の体制づくりに取り組みます。

- 福祉避難所開設や支援者派遣の体制について、災害時の行政・地域・各事業所の動きが連動するよう、防災訓練を通して機能強化を図ります。

【図 29 福祉避難所開設と支援者派遣体制の概要】



- 地域における見守り体制を構築するため、避難行動要支援者名簿の活用方法を地域住民と共に考えていきます。
- 障がい福祉サービス事業所において、災害を想定したクライシスプランの作成と事業所のBCPの策定をすすめ、発災後のサービス提供体制早期回復につなげます。
- 障がいのある方やその家族が災害時に取るべき行動を意識できるよう、平常時から災害時に備える働きかけを行います。

(4) 制度の枠組みによって困ることがないように、制度間の連携体制の充実に努めます。

- 障がい児から障がい者、障がい福祉から高齢者福祉など、制度の枠組みによって必要な支援が途切れることのないよう、ケース会議を丁寧に行い、チームで支援します。
- 生活困窮の相談窓口をはじめ、障がい福祉以外の窓口で把握した障がいに関する相談が適切な機関につながるよう、制度にとらわれない連携を強化します。
- 障がい福祉サービス事業所、介護保険事業所、生活保護のケースワーカー等、それぞれが他制度の仕組みを知ることができるよう、相互の研修参加をすすめます。
- 難病や依存症など、障がい者手帳の取得につながりにくい方へ、必要とする支援に関する情報が届くよう、保健所等との連携を図ります。

(5) 困りごとを抱えた方が孤立しないよう、早期に相談機関へつなげ、誰もが気軽に交流・活動できる場の整備に取り組みます。

- 支援を必要とする方を早期に相談機関やサービスにつなげるため、専門員による家庭訪問の実施や義務教育中の関係機関との連携を強化します。
- コミュニケーションに支援が必要な方を支援するため、点字や手話通訳、要約筆記等の拡充や、外国語を必要とする障がいのある方への通訳派遣など、必要な情報保障を確保します。
- 芸術活動やスポーツ等の生涯学習活動に取り組む方を応援し、障がいの有無によらない交流や活躍の場の整備を図ります。

- 障がいの有無や種別を問わず、誰もが気軽に交流でき、お互いの楽しみや困りごとを共有しあえる仕組みを作ります。

【図 30 半田市の地域活動支援センター】



(6) 複雑化・多様化する地域課題を、半田市全体で検討します。

- 個々のケースの相談から課題を吸い上げ、地域の課題として半田市障がい者自立支援協議会で解決策を検討していきます。
- 福祉関係者のみならず、各関係機関や当事者等と協力し、官民共同で半田市障がい者自立支援協議会を運営していきます。

関連する第5章（第6期障がい福祉計画）の目標

- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第5章 障がい福祉サービスに関する計画

(第6期 半田市障がい福祉計画)

1. 計画策定の背景と趣旨

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの提供体制を計画的に整備していくため、市町村に障がい福祉計画を策定することが義務付けられています。

今回の計画は第6期（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）について策定するものであり、第5期（計画期間：平成30年度から令和2年度まで）の実績に基づき、利用者の推移、利用ニーズや事業所数の変化などを踏まえて、目標値や見込み量を設定し、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

なお、半田市では障がい者施策と障がい福祉サービスとが相互に連携するよう障害者基本法に基づく障がい者計画と合わせて策定し、障がい児に関する障がい児福祉計画は、全ての子どもへの育ちに対する理念のもとで、別計画として策定します。

2. 基本理念

本計画は障がい者施策を定める「半田市障がい者保健福祉計画」と一体的に作成することから、基本理念を共有しながら、障がい福祉サービスに関する基本理念について、国の指針に基づき、以下のとおりとします。

地域のつながりとともに、より自分らしく暮らし生きられるまち・はんだ

必要とするサービスが、必要とする人に確実に届くシステムづくり

基本的な方針

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と、意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制を整備し、必要な研修等を実施します。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体・知的・精神障がい者（発達障がい者・高次脳機能障がい者を含む）、難病患者等とし、必要な支援が等しく受けられる提供体制の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、その生活を地域全体で支えることを実現するため、地域生活支援拠点機能の充実、NPO等などのインフォーマルサービスとの連携等、地域の社会資源を最大限に活用した支援体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域住民を「支え手」と「受け手」に区別することなく、誰もが地域づくりの担い手となる地域共生社会の実現に向け、制度の枠組みを超えた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、現在から将来の安定した障がい福祉施策の実施のためには、専門的な支援者を養成・確保していくことが大きな課題となっています。多職種による連携やふくしの魅力発信だけでなく、IT技術の活用等、新たな支援方法の導入に向けた検討をすすめます。

(6) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者等の個性や能力の発揮した社会参加を支えるため、外出に関する支援を継続して実施しながら、芸術活動やスポーツなどの生涯学習活動への参加の機会を確保していくため、情報発信や合理的配慮の提供をすすめます。

※(1)から(6)の理念は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正 令和2年厚生労働省告示第203号）から抜粋。なお、障がい児に関する施策は「半田市障がい児福祉計画」に記載。

なお、これらの基本理念は第4章の基本計画にも反映しています。

3. 第5期計画の点検・評価

第5期計画で定めた数値目標・サービス見込み量について、達成状況等の点検・評価を実施し、今後の課題について確認しました。このうち、第5期計画で設定した目標を達成していない項目の一部は、第6期計画の目標設定に反映しています。なお、評価の詳細は91ページ（資料）から掲載しています。

4. 第6期計画の目標

（1）基本的な考え方

国によると障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、第5期計画から引き続き、基本指針に定める数値目標を設定することとしており、第6期計画では、6つの項目について数値目標を設定します。

また、第5期計画の現状把握、地域課題や障がいのある方のニーズ分析・検証を行い、障がい福祉サービスと地域生活支援事業それぞれの必要となるサービス量を見込むこととしています。なお、見込量の設定にあたっては、令和元年度の実績を基本として、利用者数・事業所数の変化に加え、長期入院患者の地域生活への移行に伴う利用者数（基盤整備量）を勘案します。

【参考 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）】

基盤整備量 (令和5年度末)	65歳未満	21人
	65歳以上	14人
愛知県が作成した推計ワークシートから算出。長期入院から地域移行する人数の想定であり、基盤整備量とする。		

なお、第5期計画までは各年度3月時点の数値で見込み・実績の確認を行ってきましたが、月ごとに利用量が異なるサービスも多いため、各年度における月平均で見込量を設定することとします。

これらの数値目標・見込量については、年に1回、実績の確認・点検を行い、基本施策の進捗状況や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

(2) 数値目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	令和元年度末の施設入所者数に対して、6%以上が地域生活へ移行すること、入所者数を1.6%以上削減すること。		
	基準値	令和元年度末の施設入所者	47人

項目	数値目標		
地域移行者	令和5年度末		5人
	令和元年度末施設入所者	$47人 \times 6\% \div 3人$	
	第5期計画の未達成割合	4.1%	(2人)
施設入所者	令和5年度末		45人
	令和元年度末施設入所者	$47人 \times 1.6\% \div 1人$	
	第5期計画の未達成割合	2%	(1人)

活動指針

長期施設入所者は高齢化の傾向があり、地域生活への移行が困難となってきました。このため、新たに入所された方の入所期間を長期化させないための取り組みが必要です。

地域包括ケア部会による入院・入所者への定期的な面談を通して地域生活に向けた意向確認を行い、地域生活体験の活用など新たな生活を具体的にイメージしていくための情報発信を行います。

関連する第4章の基本計画

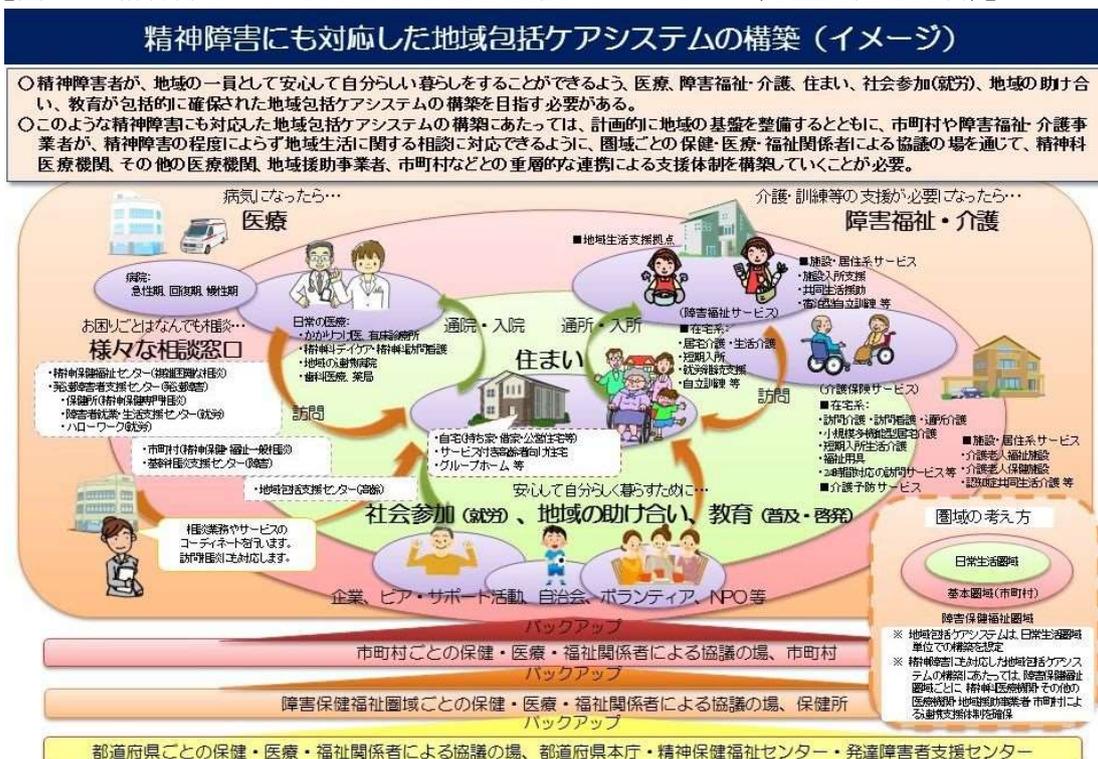
3. 地域での生活支援

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
-------------	---

項目	数値目標	
協議の場の開催	協議の場の開催回数 年3回	
協議の場への関係者の参加	保健 1人 医療（精神科） 2人 医療（精神科以外） 1人	福祉 4人 介護 1人 当事者 1人 家族等 1人
目標設定及び評価の実施	目標設定及び評価の実施回数 年1回	

【図 31 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（厚生労働省資料）】



国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の地域移行支援の利用者数を設定する。 精神障がい者の地域定着支援の利用者数を設定する。 精神障がい者の共同生活援助の利用者数を設定する。 精神障がい者の自立生活援助の利用者数を設定する。
------	--

項目	数値目標
地域移行支援	令和5年度中 9人
	精神障がい者の地域移行支援利用者数
地域定着支援	令和5年度中 29人
	精神障がい者の地域定着支援利用者数
共同生活援助	令和5年度中 26人
	精神障がい者の共同生活援助利用者数
自立生活援助	令和5年度中 12人
	精神障がい者の自立生活援助利用者数

活動指針

半田市では保健・医療及び福祉関係者による協議の場として、半田市障がい者自立支援協議会の専門部会に地域包括ケア部会を設置しています。地域生活への移行や、地域での安心した生活を支えるため、関係者と協議を実施していきます。

地域包括ケア部会・半田市障がい者相談支援センター・各相談支援事業所等が連携し、精神障がい者の病院・施設等からの地域移行に取り組み、移行後の地域定着のために必要な包括的支援の提供に取り組みます。

関連する第4章の基本計画

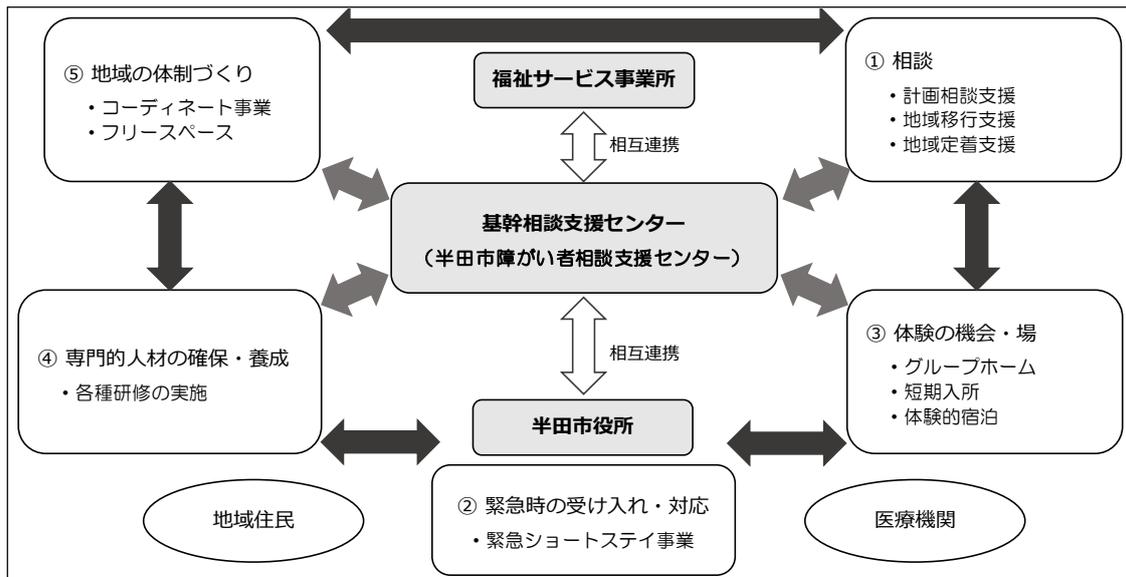
3. 地域での生活支援

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	令和5年度までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上、運用状況を検証・検討すること。	
	基準値	令和元年度末の地域生活支援拠点整備数 1か所（面的整備）

項目	数値目標
整備数	令和5年度末の地域生活支援拠点整備数 1か所（面的整備）
運用上状況の検証・検討	各年度の検証及び検討回数 年1回

【図 32 基幹相談支援センターを中心とした半田市の面的整備型】



活動指針

面的整備の運用に関して、地域包括ケア部会を中心とした半田市障がい者自立支援協議会において運用や機能について検証・検討を行い機能強化に努めるとともに、多機能型の地域生活支援拠点の整備にむけた検討をすすめます。

関連する第4章の基本計画

3. 地域での生活支援

④ 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度中に一般就労に移行する者の人数は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。 就労移行支援事業は、令和元年度の移行実績の1.30倍以上を基本とする。就労継続支援事業は、おおむねA型で1.26倍以上、B型で1.23倍以上を目指す。 令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用すること。 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上とする。 				
	基準値	令和元年度の一般就労への移行人数		22人	
		内訳	就労移行支援利用者		15人
			就労継続支援（A型）利用者		2人
就労継続支援（B型）利用者		5人			

項目	数値目標			
一般就労への移行	令和5年度中の一般就労への移行人数		28人	
	令和元年度実績 22人 × 1.27 ≒ 28人			
	内訳	就労移行支援利用者		20人
		就労継続支援（A型）利用者		2人
就労継続支援（B型）利用者		6人		
就労定着支援事業利用者	令和5年度中の一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用する割合	70%		
事業所割合	就労定着率8割以上の事業所	70%		

活動指針

就労移行支援・就労継続支援事業所の活動充実・支援の質の向上にむけた研修等の実施を行うとともに、実習等を通して一般就労へ移行する仕組みづくりに取り組みます。また、就労定着をすすめるため、就労定着支援事業所と、ジョブライフサポーターの情報交換を行うなど、それぞれの支援内容の充実を目指します。

関連する第4章の基本計画

2. 就労支援

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み値を設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。
-------------	---

項目	数値目標
総合的・専門的な 相談支援	継続実施
専門的な 指導・助言	各事業所への指導・助言件数 年2回程度 基幹相談支援センターが市内の各相談支援事業所へ実施する。
相談支援事業者の 人材育成の支援	研修会の開催 年2回 半田市障がい者自立支援協議会の相談支援連絡会で実施する。
相談機関との 連携強化の取組	事例検討会や勉強会の開催 年10回 半田市障がい者自立支援協議会の相談支援連絡会・事業所連絡会で実施する。

活動指針

各項目ともすでに実施済みのため、継続実施を基本としながらその充実に努めます。また、学生等を取り込み、現場について学ぶ場として勉強会等を活用するなど、将来の人材育成に活用するよう努めます。

なお、計画相談支援、地域相談支援及び基幹相談支援センターによる重層的な仕組みの連携を強化し、重層的支援体制の整備につなげていきます。

関連する第4章の基本計画

6. サービスの質の向上
7. 福祉人材の育成
8. 地域づくりと社会参加支援

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針	<p>令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
------	---

項目	数値目標
各種研修の活用	障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数 年2人
審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制とその実施回数 体制を整備し、年1回程度の実施

活動指針

障がい福祉サービス等の多様化に実施主体として対応するため、都道府県等が開催する研修へ積極的に参加し、最新情報の収集と専門的知識の向上に努め、真に必要とされる支援の提供体制整備に取り組みます。

多くの事業者が障がい福祉サービスに参入するなかで、質の高い支援の提供と適切な請求を求めるため、事業所等と報酬改定に関する情報提供や請求審査結果に関する情報共有を行う場を整備します。

関連する第4章の基本計画

- サービスの質の向上
- 地域づくりと社会参加支援

(3) サービス見込み量（障がい福祉サービス）

① 訪問系

サービス利用量・実人数の算出にあたっては、1人が複数のサービスを組み合わせて利用するケースが多いため、合算した数値から算出します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
利用量（サービス合計）	時間/月	4,142	5,045	5,045	5,045	5,397	【傾向見込】増加
月あたりの平均利用人数	人	195	197	197	197	198	・重度訪問介護の利用者増加を見込む。
【参考】年間利用実人数	人	245	247	247	247	248	
居宅介護	時間	-	-	-	-	-	
重度訪問介護	時間	-	-	-	-	-	
行動援護	時間	-	-	-	-	-	
重度障がい者等包括支援	時間	-	-	-	-	-	
同行援護	時間	-	-	-	-	-	

傾向

訪問系サービスは、全体として支援者の不足により利用ニーズに対応しきれていない状態があります。このなかで、重度訪問介護の利用者増が見込まれていることから、全体の利用量も増加するものと見込みます。

行動援護や同行援護などの手厚い支援を提供するサービスを含め、専門の資格や知識を必要とするサービスについて、計画的な支援者の養成が必要となります。

取り組み

- ・ 利用者のニーズに応えるための提供体制の整備
- ・ 専門の資格を持つ支援者の計画的な養成

関連する第4章の基本計画

5. 多様化・高度化する障がい支援への対応
6. サービスの質の向上
7. 福祉人材の育成

② 日中活動系

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
生活介護							
【傾向見込】 増加							
利用量	日/月	5,274	5,372	5,472	5,574	5,677	・利用量、利用者が大きく変化する特殊要因はないため、実績に基づく傾向により、増加と見込む。
月あたりの平均利用人数	人	274	278	282	286	290	
【参考】年間利用実人数	人	294	298	302	306	310	
自立訓練（機能訓練）							
【傾向見込】 横ばい							
利用量	日/月	13	13	13	13	13	・主に高次脳機能障がいによる市外事業所利用。
月あたりの平均利用人数	人	2	2	2	2	2	
【参考】年間利用実人数	人	4	4	4	4	4	
自立訓練（生活訓練）							
【傾向見込】 増加							
利用量	日/月	92	57	97	97	97	・令和3年度から訪問型が事業開始予定のため、生活困窮や引きこもり相談からの新規利用者を見込み増加とする。
月あたりの平均利用人数	人	13	8	13	13	13	
【参考】年間利用実人数	人	25	15	20	20	20	
就労移行支援							
【傾向見込】 増加							
利用量	日/月	685	746	813	885	964	・就労継続支援からの移行や特別支援学校卒業生、離職者、大学在学中の利用による増加を見込む。
月あたりの平均利用人数	人	45	48	52	56	60	
【参考】年間利用実人数	人	77	81	85	89	94	
就労継続支援（A型）							
【傾向見込】 横ばい							
利用量	日/月	516	516	516	516	516	・利用者は減少傾向にあるが、就労継続支援B型からの移行者を見込み、横ばいとする。
月あたりの平均利用人数	人	27	27	27	27	27	
【参考】年間利用実人数	人	38	38	38	38	38	
就労継続支援（B型）							
【傾向見込】 急増							
利用量	日/月	3,862	4,352	4,656	5,072	5,488	・知的障がいや精神障がいの利用が増加しているため、手帳取得者の傾向に合わせて増加とする。
月あたりの平均利用人数	人	239	265	291	317	343	
【参考】年間利用実人数	人	292	323	355	387	418	
就労定着支援							
【傾向見込】 増加							
年間利用実人数	人	17	20	23	26	29	・一般就労への移行に伴う増加を見込む。



事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
短期入所（福祉型）							【傾向見込】 微増
利用量	日/月	224	226	228	230	232	・利用量、利用者が大きく変化する特殊要因はないため、実績に基づく傾向により微増とする。
月あたりの平均利用人数	人	59	60	60	60	61	
【参考】年間利用実人数	人	107	116	109	109	111	
短期入所（医療型）							【傾向見込】 増加
利用量	日/月	10	10	10	27	27	・令和4年開設の療養施設の利用による増加を見込む。
月あたりの平均利用人数	人	4	4	4	9	9	
【参考】年間利用実人数	人	7	7	7	17	17	
療養介護							【傾向見込】 微増
年間利用実人数	人	11	11	12	14	16	・令和4年開設の療養施設の利用による増加を見込む。

傾向

日中活動系サービスは、必要量を概ね確保できる体制となっておりますが、強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを必要とする方など、専門的な支援が必要な方の受け入れや緊急時の対応は十分とは言えません。また、自立訓練（生活訓練）や就労移行支援は市内の事業所数が少なく、利用者の多様な状態に応じたサービス提供体制を整えるため、事業所数の拡充が必要です。

近年、利用者の急増がみられる就労継続支援B型は、利用者を就労移行支援や一般就労への移行につなげていく仕組みづくりが必要です。

短期入所（医療型）と療養介護の特殊要因として、令和4年度に知多半島に初めて整備される重症心身障がい児者施設（医療型障がい児入所施設等）の利用に伴い、増加するものと見込みます。

取り組み

- ・ 利用者の状態に応じたきめ細やかな支援の提供
- ・ 一般就労へつなげる仕組みづくり

関連する第4章の基本計画

2. 就労支援
3. 地域での生活支援
5. 多様化・高度化する障がい支援への対応
6. サービスの質の向上

③ 居住系

第5期計画までは（人／月）を単位としていましたが、月ごとの利用にばらつきがあるため、第6期からは（人／年）を単位として算出します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
自立生活援助	人／年	8	16	15	15	16	【傾向見込】増加 ・地域移行の推進や事業所整備によるグループホーム利用者の増加を見込む。
グループホーム	人／年	95	103	109	121	127	
施設入所支援	人／年	49	50	50	50	49	

傾向

入院・入所者の地域移行の推進に伴い、自立生活援助とグループホームは増加していく見込みとします。自立生活援助は令和元年度からの新規事業であり、期限付きのサービスであることを踏まえた微増と考える一方で、事業所整備が進むグループホームは大幅な増加が考えられます。

取り組み

- ・ グループホームのサテライト型住居の活用など、地域生活への橋渡しとしての利用促進

関連する第4章の基本計画

3. 地域での生活支援

④ 相談支援

第5期計画までは（人／月）を単位としていましたが、月ごとの利用にばらつきがあるため、第6期からは（人／年）を単位として算出します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
計画相談	人／年	780	807	836	865	896	【傾向見込】増加
地域移行支援	人／年	9	11	10	11	11	・地域移行支援や自立生活援助の提供終了による地域定着支援利用者の増加を見込む。
地域定着支援	人／年	37	32	36	40	44	

傾向

全体的なサービス利用者の増加傾向に伴い、計画相談の利用者数は増加傾向と考えます。相談支援事業所における相談員の人数は増えつつありますが、1事業所1人相談員という体制も多く、相談員の孤立を防ぐため、事業所間の連携や人材育成等が必要です。

地域移行の推進により、地域移行支援の利用者が増加し、地域移行支援や自立生活援助の利用者が地域定着支援へ移行することを見込みます。

取り組み

- ・ 相談支援事業所へのフォローアップ

関連する第4章の基本計画

3. 地域での生活支援
6. サービスの質の向上

(4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施することができるサービスです。国の実施要綱で掲げられる市町村地域生活支援事業のうち、必須事業・任意事業のほか、半田市独自で実施する事業について実施見込み等を設定します。

① 理解促進研修・啓発事業 必須

② 自発的活動支援事業 必須

障がいのある方が安心して地域で生活していくため、地域での障がい理解に継続して取り組みます。また、身体・知的・精神障がいのみならず、難病や依存症等もテーマとして取りあげて研修や啓発イベントを実施します。

ピアカウンセリングの実施や、家族会・支援団体等と協力しながら、地域移行や就労、災害時の支援を考える場面に当事者の参加を促し、自らの声を直接反映していく体制づくりに取り組みます。

【図 33 ヘルプマーク等の啓発チラシ】



【図 34 令和元年度障がい理解講演会】

図34は、令和元年度障がい理解講演会のポスターです。講演者は田中和彦氏で、講演題目は「依存症の理解」。講演内容は「依存症とは何か?」「依存症のリスク」「依存症の予防」「依存症の支援」です。講演会は令和2年2月16日(日)13:00～15:00(受付12:30～)に、半田市役所4階大会議室(半田市東洋町2-1)で開催されます。参加費は無料、定員は120名です。

③ 相談支援事業 必須

半田市社会福祉協議会への委託により運営している半田市障がい者支援センターにおいて、障がい等に関する総合的な相談支援と、基幹相談支援(機能強化含む)を実施しており、今後も継続実施し、その充実と機能強化に取り組みます。

また、地域生活への移行をすすめるにあたり、一般住宅等への入居が困難な障がい者等への支援も、半田市障がい者相談支援センターを中心として知多地域成年後見センターや生活困窮者自立支援制度と連携しながら実施します。

④ 成年後見制度利用支援事業 (必須)

障がい者本人の権利・財産を守るため、成年後見制度の利用支援について知多地域の5市5町と共同で知多地域成年後見センターへ委託し、制度の利用促進をすすめています。誰もが成年後見制度を利用できるよう、身近に申し立てる親族がいない方等へ市長申立取扱いなどの支援を継続して実施します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1	1

※市長申立取扱いのうち、知的・精神障がいの方の人数のみを抽出

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 (必須)

知多地域の5市5町と知多地域成年後見センターで策定した「第1期知多地域成年後見制度利用促進計画」に基づき、法人後見団体の育成や公正な仕組みづくりに取り組みます。

⑥ 意思疎通支援事業 (必須) (自主)

聴覚、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により円滑な意思疎通の支援を実施します。

手話通訳者や要約筆記者を病院受診やイベント等へ派遣し、必要な情報保障に努めるとともに、市役所内に手話通訳者を設置(週3回、2名で交代勤務)し、来庁された方との手話通訳を行っています。必要とする方が気軽に利用できるよう制度の周知に努めると共に、不特定多数が参加する市主催のイベント等への手話通訳等の手配をすすめます。

また、意思疎通に外国語を必要とする障がい者への通訳者の派遣や、さまざまな方と意思疎通を図る手段として、避難所にコミュニケーション支援ボードを設置するなど、新たな取り組みの実施に努めます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
手話通訳者派遣事業	件	132	142	146	142	146
要約筆記者派遣事業	件	2	13	24	13	24
手話通訳者設置事業	時間	477	529	531	531	531
外国語通訳派遣事業	件	3	18	6	6	6

※手話通訳者設置事業の各年度見込量は、週3回、2名交代勤務による年間設置時間数

⑦ 日常生活用具給付事業 必須

障がいのある方の日常生活や社会活動を容易にするため、必要な用具の給付を行います。

様々な技術の発達による新たな用具の開発や、さまざまな生活様式の変化に対応できるよう、定期的な制度の見直しを行いながら給付を実施していきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
日常生活用具給付事業	件	1,175	1,252	1,334	1,422	1,515
介護・訓練支援用具	件	6	-	-	-	-
自立生活支援用具	件	23	-	-	-	-
在宅療養等支援用具	件	31	-	-	-	-
情報・意思疎通支援用具	件	23	-	-	-	-
排泄管理支援用具	件	1,092	-	-	-	-
居宅生活動作補助用具	件	0	-	-	-	-

※用具の給付を受ける年度にはばらつきがあり、見込量は合算した数値で算出

⑧ 手話奉仕員養成研修事業 必須

聴覚障がい者の生活を支援するため、障がいや福祉制度を理解し、日常会話レベルの手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を実施します。

なお、養成講座は入門編と基礎編の2部制で実施し、2年ごとに新たな奉仕員を養成していきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
手話奉仕員養成研修事業	人	-	10	-	10	-

⑨ 移動支援事業 必須

移動が困難な方への外出支援を行い、地域生活における自立支援と社会参加の促進を図ります。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
利用量	時間/月	806	829	852	876	900
月あたりの平均利用人数	人	124	127	130	133	136
年間利用実人数	人	206	209	212	215	218

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業 必須

障がいのある方が、創作的活動や生産活動を気軽に行うことができる場所として地域活動支援センターを設置し、地域社会との交流や障がい者雇用へのステップアップのきっかけをつくと共に、生活における相談ができる支援体制を整備し、気軽に何でも相談できる場として活用します。

令和2年度からは市内に地域活動支援センターを設置しており、より気軽に利用できるよう活動内容の発信などに取り組みます。

【図 35 地域活動支援センター】



事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
実施見込み	箇所	1	1	1	1	1
利用実人数	人/月	-	5	6	7	8

⑪ 訪問入浴サービス事業 任意

自宅の浴槽で入浴できない方へ入浴の機会を提供するため、自宅へ訪問し、入浴の手助けを行います。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
月あたりの平均利用人数	人	9	8	9	10	11
年間利用実人数	人	13	12	13	14	15

⑫ 日中一時支援事業 任意

障がいのある方の日中における活動の場を確保します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
A型：日中ショート						
月あたりの平均利用人数	人	7	7	7	7	7
【参考】年間利用実人数	人	20	20	20	20	20
B型：地域デイ						
月あたりの平均利用人数	人	105	109	113	117	121
【参考】年間利用実人数	人	163	167	171	175	179

⑬ 居室確保事業 (任意)

親あるうちの一人暮らし体験や、入院・入所者の地域移行の推進に伴い体験的宿泊を提供していくため、地域生活支援機能の強化・充実を検証しながら実施事業所を計画的に確保していきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
体験的宿泊事業	箇所	6	9	10	11	12

⑭ 知的障がい者職親委託 (任意)

就労継続支援や就労移行支援事業が充実していることを踏まえ、職親での職業訓練の実施状況を踏まえ、適切なサービスへの引継ぎを行っていきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
知的障がい者職親委託	人	7	4	4	4	4

⑮ 外出支援 (任意) (自主)

障がいのある方の社会参加を進めるため、移動手段の確保に関わる外出支援を実施します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
自動車運転免許取得助成事業	人	5	4	4	4	4
身体障がい者自動車改造費助成事業	人	3	4	4	4	4
障がい者（児）タクシー料金助成事業	人	391	383	383	383	383
障がい者（児）バス運賃扶助事業	人	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359

1. 計画策定体制・策定過程

(1) 計画策定体制（半田市障がい者自立支援協議会）

委員名簿（令和元年度～令和2年度） ※敬称略

異動による変更があったものは、在任年度を（ ）で記載しています。

No.	委員氏名	所属団体	備考
1	田中 和彦	日本福祉大学	学識経験者 (会長)
2	立石 佳輝	社会福祉法人 ダブルエッチジェー	障がい福祉サービス事業者 (副会長・就労部会長)
3	藤田 理格	特定非営利活動法人 まんまる	障がい福祉サービス事業者 (子ども部会長)
4	金森 大席	特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター	その他の関係者 (権利擁護部会長)
5	中野 直哉	特定非営利活動法人 リナスト	障がい福祉サービス事業者 (地域包括ケア部会長)
6	大田 優子	特定非営利活動法人 生活支援センターわたぼうし	障がい福祉サービス事業者
7	井上 将志	医療法人 一草会一ノ草病院	保健医療関係者
8	森田 貞子	株式会社 すみれ	保健医療関係者
9	福永 愛子 (R1) 山崎 千佳 (R2)	半田保健所	保健医療関係者
10	石川 幸彦	半田特別支援学校	教育関係機関の職員
11	小林 智子 (R1) 鋤田 素羽 (R2)	ひいらぎ特別支援学校	教育関係機関の職員
12	野田 卓己 (R1) 高橋 英数 (R2)	半田公共職業安定所	雇用関係機関の職員
13	竹内 稔晴	半田商工会議所	企業代表者
14	杉森 英子	半田市肢体不自由児・者父母の会	障がい者関係団体代表者 (身体)
15	矢野 昭男	半田市身体障害者福祉協会	障がい者関係団体代表者 (身体)
16	山本 加代子	半田手をつなぐ育成会	障がい者関係団体代表者 (知的)
17	石川 茂子	たんぽぽ家族会	障がい者関係団体代表者 (精神)
18	岡崎 将司	社会福祉法人 椎の木福祉会	その他の関係者
19	柴田 幸子	知多福祉相談センター	その他の関係者
20	杉江 徳長	ぴあコネクトはんだ	その他の関係者 (当事者)

関係課等・事務局

No.	担当者	所属	備考
1	新村 隆	福祉部長	
2	笠井 厚伸 (R1) 竹部 益世 (R2)	健康子ども部長	
3	倉本 裕士 (R1) 沢田 義行 (R2)	高齢介護課長	
4	高浪 浅夫 (R1) 竹内 健 (R2)	幼児保育課長	
5	酒井 千恵美	つくし学園長	
6	山口 知行 (R1) 沼田 昌明 (R2)	保健センター事務長	
7	百武 雅子	学校教育課	
8	榊原 宏之 (R1) 杉江 慎二 (R2)	地域福祉課長	事務局
9	伊藤 奈美	子育て支援課長	事務局
10	杉浦 郁夫	地域福祉課	事務局
11	寺嶋 幸子 (R2)	地域福祉課	事務局
12	澤田 里奈	地域福祉課	事務局
13	片山 雄貴	地域福祉課	事務局
14	内藤 加奈子	子育て支援課	事務局
15	三浦 涼平	子育て支援課	事務局
16	梁川 潤人	子育て支援課	事務局
17	加藤 恵	半田市障がい者相談支援センター	事務局
18	徳山 勝	半田市障がい者相談支援センター	事務局
19	小島 寛 (R1)	半田市障がい者相談支援センター	事務局

(2) 策定過程

① 策定の流れと半田市障がい者自立支援協議会（本会）の動き

時期	協議内容・動き
令和元年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 策定の基本方針、計画期間、策定体制 意見交換（計画に盛り込むべき理念・課題）
令和2年 3月	<p>※新型コロナウイルス等感染症拡大防止のため、書面会議で開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の理念・重点課題 各部会等が集約した課題・テーマ アンケート素案
令和2年 6月 5日 ～ 令和2年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施
令和2年 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の理念・重点課題（確認） 各部会等が作成した基本計画 グループワーク（各部会等への意見） 各サービスの実績・課題や傾向
令和2年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）の提示
令和2年12月 2日 ～ 令和3年 1月 4日	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）に対するパブリックコメントの募集
令和3年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果の確認 計画（案）の承認

② 運営会議

令和元年10月から2か月に1回開催するなかで、策定に係る全体調整を行い、地域課題の検討に加え、本会意見の各部会・検討会等へのフィードバックを実施しました。

③ 専門部会・検討会・連絡会等

令和元年9月から、各部会・検討会等それぞれの年間実施計画に加えて、これまでの取り組みの振り返りと、課題整理・本会意見の検討を実施しました。

2. 身体障がい者手帳の所持者数（補足資料）

第2章 障がい者・障がい児の状況のうち、身体障がい者手帳の所持者数の補足資料として、障がい部位と等級、年齢からみた推移を掲載します。

平成27年度

(各年度4月1日時点 単位：人)

区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	0	0	0	0	80	67	17	12	33	7	217
聴覚・平衡	2	4	4	2	0	3	23	85	34	51	0	57	265
音声・言語	0	0	0	0			0	2	16	10			28
肢体不自由	21	19	12	4	2	2	284	399	560	466	197	79	2,045
内部障がい	8	0	4	2			643	16	202	210			1,085
合計	32	23	20	8	2	5	1,030	569	829	749	230	143	3,640

平成28年度

区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	1	0	0	1	0	77	64	17	12	28	8	209
聴覚・平衡	2	6	2	2	0	3	21	85	36	51	0	62	270
音声・言語	0	0	0	0			0	2	19	10			31
肢体不自由	19	17	13	4	3	2	270	396	553	459	193	78	2,007
内部障がい	9	0	4	2			673	16	195	216			1,115
合計	31	24	19	8	4	5	1,041	563	820	748	221	148	3,632

平成29年度

区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	0	0	0	0	76	60	16	15	27	8	203
聴覚・平衡	2	4	2	1	0	6	19	86	35	47	0	58	260
音声・言語	0	0	0	0			0	3	25	10			38
肢体不自由	20	16	9	3	5	1	273	387	538	451	183	83	1,969
内部障がい	8	0	2	1			672	16	194	214			1,107
合計	31	20	13	5	5	7	1,040	552	808	737	210	149	3,577

平成30年度

区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	78	58	18	14	32	6	208
聴覚・平衡	2	3	2	1	0	5	18	85	37	52	1	57	263
音声・言語	0	0	0	0			0	2	23	11			36
肢体不自由	22	16	11	4	4	1	267	380	524	444	181	84	1,938
内部障がい	11	0	2	2			665	16	202	241			1,139
合計	36	19	16	7	4	6	1,028	541	804	762	214	147	3,584

令和元年度

区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	78	57	18	14	29	5	203
聴覚・平衡	2	3	1	2	0	5	18	87	40	51	1	56	266
音声・言語	0	0	0	0			0	3	25	12			40
肢体不自由	22	13	7	4	4	1	265	375	510	441	177	79	1,898
内部障がい	11	0	3	2			651	18	210	264			1,159
合計	36	16	12	8	4	6	1,012	540	803	782	207	140	3,566

令和2年度

区分	18歳未満						18歳以上						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	1	0	1	0	0	0	77	59	13	15	24	5	195
聴覚・平衡	2	6	2	2	0	5	17	86	40	50	1	65	276
音声・言語	0	0	0	0	0	0	0	3	24	12	0	0	39
肢体不自由	22	10	7	4	3	0	280	363	500	422	175	79	1,865
内部障がい	13	0	3	2	0	0	656	20	229	248	0	0	1,171
合計	38	16	13	8	3	5	1,030	531	806	747	200	149	3,546

3. ニーズ等調査アンケート資料

半田市内在住の障がい福祉サービス等利用者や障がい者手帳所持者に対して、生活状況やサービスに関するニーズなどを把握するためのアンケートを実施しました。なお、同時期に策定する「第2期半田市障がい児福祉計画」と併せて実施しています。

(1) アンケートの概要

① 調査対象

- ・ 調査① 18歳以上で、障がい福祉サービス利用者
- ・ 調査② 18歳未満で、障がい福祉サービス利用の就学児
- ・ 調査③ 18歳未満で、障がい福祉サービス利用の未就学児
- ・ 調査④ 18歳以上で、障がい者手帳所持者
- ・ 調査⑤ 18歳未満で、障がい者手帳所持者

なお、調査④・⑤は障がい福祉サービスや介護保険サービスを利用されていない方を対象として実施しました。

② 調査期間・調査方法

令和2年6月5日から令和2年6月30日を調査期間として、調査票を郵送により配布し、郵送により回収しました。

③ 回収結果

調査対象	配布数（通）	有効回答数（通）	回答率
調査①	692	345	49.9%
調査②	293	178	60.8%
調査③	90	53	58.9%
調査④	704	358	50.9%
調査⑤	44	25	56.8%

④ 各調査結果

【表やグラフの表示について】

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。（無回答を除く）

なお、調査②・③・⑤の結果は「第2期半田市障がい児福祉計画」に掲載しています。

(2) 調査① 18歳以上で、障がい福祉サービス利用者

問1 アンケートに答えていただいているのはどなたですか。

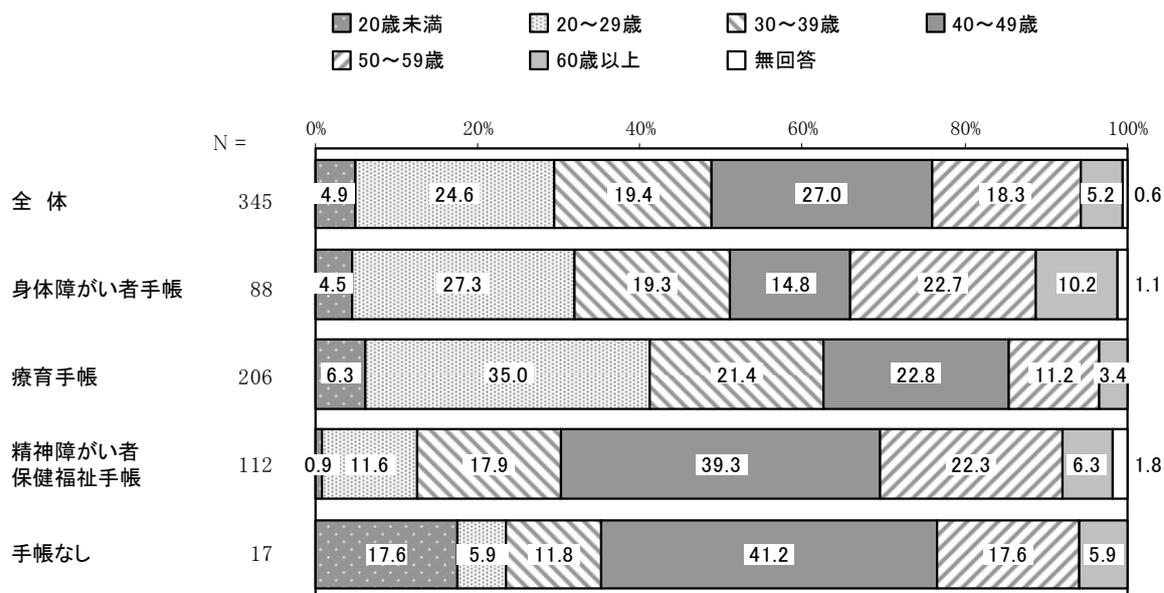
全体として、「本人（福祉サービス利用者）」の割合が最も高く、次いで「家族（福祉サービス利用者のご家族）」の割合が53.3%となっています。

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	345	100.0
本人（福祉サービス利用者）	153	44.3
家族（福祉サービス利用者のご家族）	184	53.3
その他	4	1.2
無回答	4	1.2

問2 年齢についてお答えください。（令和2年4月1日現在の満年齢）

全体として、「40～49歳」の割合が27.0%と最も高く、次いで「20～29歳」の割合が24.6%、「30～39歳」の割合が19.4%となっています。

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	345	100.0
20歳未満	17	4.9
20～29歳	85	24.6
30～39歳	67	19.4
40～49歳	93	27.0
50～59歳	63	18.3
60歳以上	18	5.2
無回答	2	0.6



問3 お持ちの障がい者手帳等についてお答えください。(複数回答)

全体として、「療育手帳」の割合が59.7%と最も高く、次いで「精神障がい者保健福祉手帳」の割合が32.5%、「身体障がい者手帳」の割合が25.5%となっています。

なお、「手帳なし」とは、障がい者手帳を所持していない方で、発達障がいや高次脳機能障がい、難病などにより支援を必要とし、サービスを利用している方です。

カテゴリ	件数	割合 (%)
全体	345	100.0
身体障がい者手帳	88	25.5
療育手帳	206	59.7
精神障がい者保健福祉手帳	112	32.5
手帳なし	17	4.9
無回答	1	0.3

単位：%

区分	有効回答数 (件)	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	手帳なし	無回答
全体	345	25.5	59.7	32.5	4.9	0.3
身体障がい者手帳	88	100.0	55.7	10.2	3.4	—
療育手帳	206	23.8	100.0	6.3	1.5	—
精神障がい者保健福祉手帳	112	8.0	11.6	100.0	6.3	—

●身体障がい者手帳の等級

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	88	100.0
1 級	37	42.0
2 級	27	30.7
3 級	14	15.9
4 級	4	4.5
5 級	4	4.5
6 級	-	-
無回答	2	2.3

●身体障がい者手帳の障がい部位

カテゴリ	件数	割合 (%)
視覚	9	10.2
聴覚・平衡	5	5.7
音声・言語	5	5.7
肢体不自由	42	47.7
内部障がい	6	6.8
無回答	30	34.1

●療育手帳の判定

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	206	100.0
A判定	109	52.9
B判定	70	34.0
C判定	25	12.1
無回答	2	1.0

●精神障がい者保健福祉手帳の等級

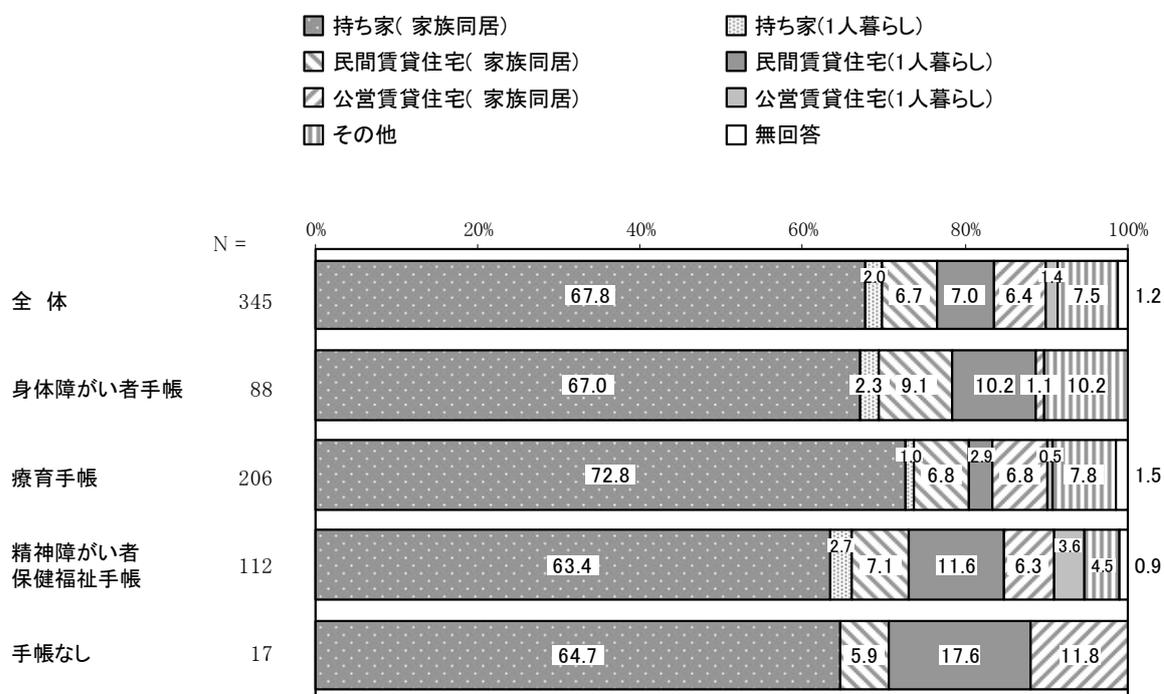
カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	112	100.0
1 級	12	10.7
2 級	75	67.0
3 級	23	20.5
無回答	2	1.8

●「手帳なし」の診断名

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	17	100.0
精神疾患	9	52.9
発達障がい	5	29.4
高次脳機能障がい	1	5.9
難病	1	5.9
無回答	2	11.8

問4 現在のお住まいについてお答えください。(ひとつに〇)

全体として、「持ち家(家族同居)」の割合が67.8%と最も高くなっています。



問5 今の住まい方に不安はありますか。(複数回答)

全体として、「不安はない」の割合が 33.0%と最も高く、次いで「親が高齢で不安がある」の割合が 31.6%、「収入が少なくて生活に不安がある」の割合が 25.8%となっています。

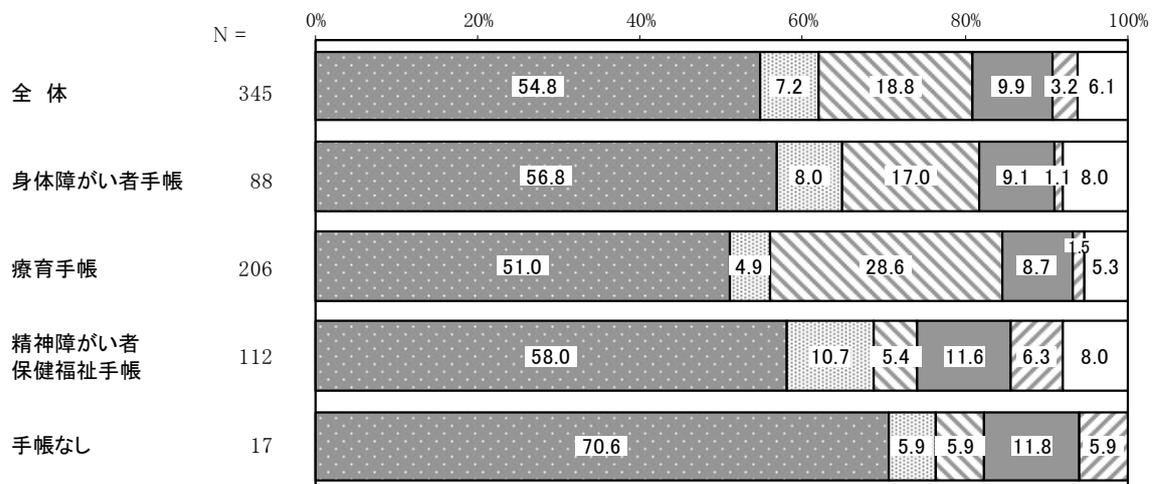
単位：%

区分	有効回答数(件)	不安はない	親が高齢で不安がある	アパートが探せない	保証人がいない	利用できるグループホームがない	収入が少なくて生活に不安がある	1人暮らしに不安がある	わからない	その他	無回答
全体	345	33.0	31.6	2.3	3.8	9.0	25.8	13.3	4.9	11.6	1.4
身体障がい者手帳	88	29.5	34.1	2.3	5.7	9.1	18.2	12.5	4.5	13.6	3.4
療育手帳	206	37.9	25.7	1.5	2.4	13.6	17.0	9.2	7.3	9.7	1.5
精神障がい者 保健福祉手帳	112	26.8	42.9	4.5	4.5	4.5	41.1	18.8	0.9	12.5	0.9
手帳なし	17	23.5	52.9	5.9	—	—	35.3	23.5	5.9	5.9	—

問6 将来の住まい方の希望についてお答えください。(複数回答)

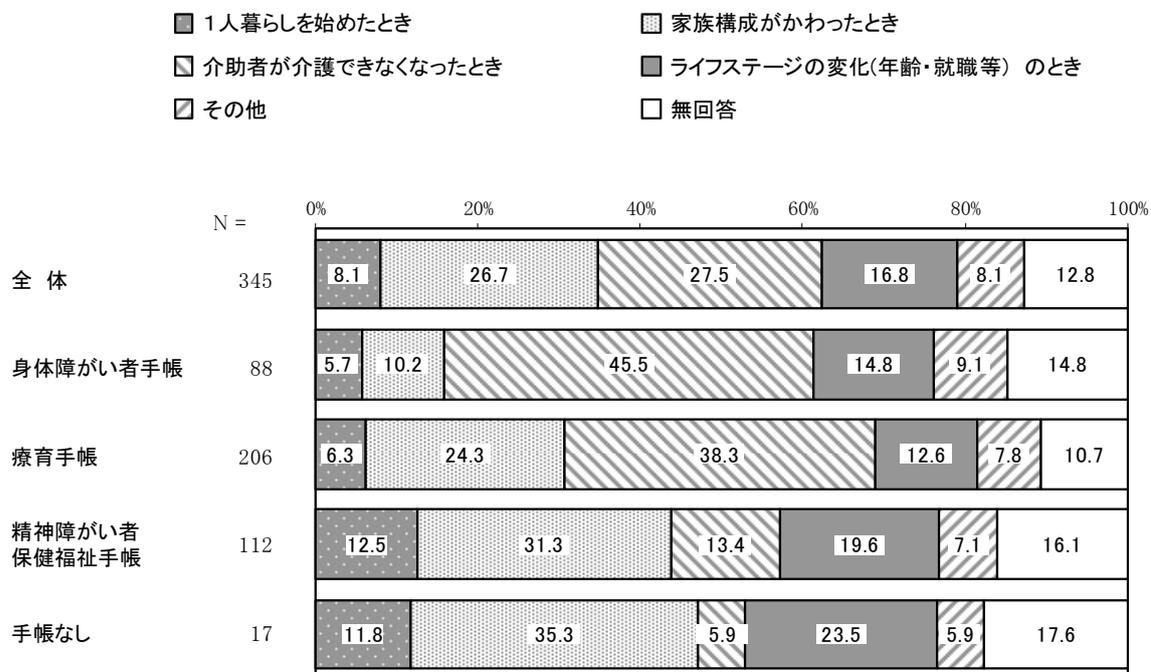
全体として、「今の暮らしを維持したい」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「グループホームを利用したい」の割合が 18.8%となっています。

- 今の暮らしを維持したい
- グループホームを利用したい
- その他
- 1人暮らしをしてみたい
- わからない
- 無回答



問7 どのような変化があると現在の生活が変化すると思いますか。

全体として、「介助者が介護できなくなったとき」の割合が27.5%と最も高く、次いで「家族構成が変わったとき」の割合が26.7%、「ライフステージの変化(年齢・就職等)のとき」の割合が16.8%となっています。



問8 災害時の不安についてお答えください。(複数回答)

全体として、「地域の方との関係づくりができていない」の割合が38.6%と最も高く、次いで「備蓄品の準備がない」の割合が27.8%、「移動手段がない」の割合が22.6%となっています。

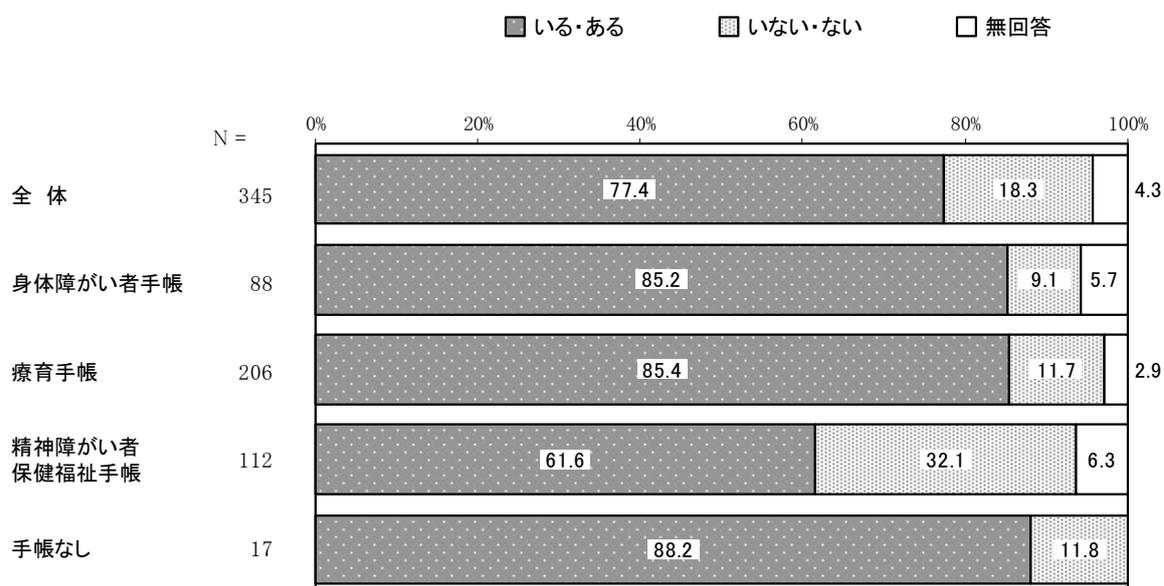
単位：%

区分	有効回答数(件)	避難先が分からない	移動手段がない	地域の方との関係づくりができていない	備蓄品の準備がない	その他	無回答
全体	345	21.7	22.6	38.6	27.8	24.6	17.1
身体障がい者手帳	88	25.0	25.0	27.3	18.2	28.4	19.3
療育手帳	206	21.8	16.5	40.3	24.3	26.7	18.0
精神障がい者保健福祉手帳	112	21.4	29.5	40.2	37.5	17.9	17.9
手帳なし	17	23.5	29.4	41.2	41.2	23.5	—

問9 緊急時に支援をしてくれる人・事業所がありますか。

緊急時とは、主たる支援者が支援できない事由が生じたときを指します。

全体として、「いる・ある」の割合が77.4%、「いない・ない」の割合が18.3%となっています。



●支援者

単位：%

区分	有効回答数(件)	家族	近所の人	事業所	その他	無回答
全体	267	69.3	4.1	46.4	4.9	3.4
身体障がい者手帳	75	61.3	5.3	50.7	4.0	5.3
療育手帳	176	70.5	2.8	50.0	4.5	2.3
精神障がい者保健福祉手帳	69	72.5	5.8	33.3	7.2	4.3
手帳なし	15	73.3	13.3	33.3	—	6.7

●利用したことがあるサービス

単位：％

区分	有効回答数 (件)	短期入所	体験宿泊	グループホームの 体験利用	居宅介護 (ヘルパー支援)	無回答
全 体	345	9.9	3.5	3.8	4.9	83.8
身体障がい者手帳	88	15.9	—	2.3	8.0	77.3
療育手帳	206	14.6	5.8	4.9	5.3	78.6
精神障がい者保健福祉手帳	112	3.6	0.9	2.7	1.8	92.0
手帳なし	17	11.8	5.9	5.9	—	82.4

問 10 相談ごとがあると、どこで相談しますか。(複数回答)

全体として、「障がい者相談支援センター」の割合が 58.3%と最も高く、次いで「半田市役所」の割合が 35.1%、「医療機関」の割合が 20.6%となっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	半田市役所	障がい者相談 支援センター	保健所	医療機関	保健センター	子育て支援 センター	はんだまづくり ひろば	その他	していない	無回答
全 体	345	35.1	58.3	1.4	20.6	1.2	0.6	0.3	18.0	13.9	3.8
身体障がい者手帳	88	36.4	59.1	—	17.0	1.1	—	—	20.5	10.2	4.5
療育手帳	206	35.4	58.3	—	14.6	—	—	—	18.9	15.0	3.4
精神障がい者 保健福祉手帳	112	35.7	59.8	4.5	31.3	2.7	0.9	0.9	16.1	8.9	4.5
手帳なし	17	52.9	64.7	5.9	29.4	—	5.9	—	11.8	23.5	—

●「相談していない」と回答した方の理由（複数回答）

カテゴリ	件数	割合（％）
全 体	48	100.0
相談場所がわからない	11	22.9
相談することがない	23	47.9
何を相談したらいいかわからない	12	25.0
行きたくない	2	4.2
訪問してくれるなら相談したい	3	6.3
その他	4	8.3
無回答	-	-

問 11 どんな相談をしていますか。また、聞いてほしい困りごとなどはありませんか。（自由記載）

個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。

- 将来のことやサービスの利用方法など。
- 経済的なこと、今後の生活の場。
- 病気のこと。
- 休日のサービス。
- ストレス解消のため、話を聞いてほしい。
- 体調、生活の変化。
- 就労支援、安定して働くための相談。
- 障がい福祉から高齢者福祉への移行タイミングなど。
- 緊急時に対応してもらえる所や、親が病気になった時のこと。

など

問 12 どこにあると相談しやすいですか。（自由記載）

- 雁宿ホール、半田市役所。
- 近所、公共交通機関の近く。
- 病院の中、利用している施設の中。
- 支援センターが市役所にあると良い。
- 在学していた学校。
- 小学校区に1ヶ所あるといい。
- ショッピングセンターのなか。
- 電話相談窓口。
- 土、日、祝日でも利用・相談できる窓口があったらいい。

- 遅い時間にかけていると良い。
- 利用している施設。
- どこでもいいですが、名前を言わずに電話で相談できるといい。
- 担当者とゆっくり話せる場所（部屋）がもう少しあるといい。

など

問 13 相談支援をすところを求める機能は何ですか。（複数回答）

全体として、「障がい福祉サービスの紹介」の割合が 50.7%と最も高く、次いで「定期的な情報提供」の割合が 41.2%、「暮らしに関する社会資源の紹介」の割合が 26.4%となっています。

単位：%

区分	有効回答数（件）	障がい福祉サービスの紹介	暮らしに関する社会資源の紹介	当事者向けの研修会の開催	事業所等支援者向けの研修会の開催	家族向けの研修会の開催	当事者活動の支援	社会資源の改善・開発	定期的な情報提供	その他	無回答
全体	345	50.7	26.4	10.4	9.3	14.8	24.9	13.6	41.2	7.2	18.8
身体障がい者手帳	88	58.0	21.6	12.5	14.8	19.3	20.5	11.4	50.0	5.7	19.3
療育手帳	206	54.9	26.2	6.8	9.2	16.0	19.9	12.6	41.7	4.9	18.9
精神障がい者保健福祉手帳	112	47.3	25.0	14.3	8.0	11.6	33.9	14.3	36.6	9.8	17.9
手帳なし	17	47.1	23.5	11.8	11.8	23.5	41.2	17.6	29.4	5.9	11.8

問 14 地域活動やイベント等、興味や楽しみになる活動に参加されていますか。（複数回答）

全体として、「外出の機会は少ない・ほとんどない」の割合が 35.7%と最も高く、次いで「参加している(家族協力含む)」の割合が 19.7%、「移動支援を利用して参加している」の割合が 11.3%となっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	参加している (家族協力含む)	移動支援を利用して 参加している	当事者活動に参加して いる	地域のイベントに 参加している	自由に立ち寄れる ところがある	外出の機会は少ない・ ほとんどない	その他	無回答
全 体	345	19.7	11.3	8.1	10.1	8.1	35.7	11.3	13.9
身体障がい者手帳	88	21.6	18.2	10.2	9.1	12.5	31.8	10.2	15.9
療育手帳	206	24.3	14.6	8.3	11.7	3.9	35.4	10.7	10.7
精神障がい者 保健福祉手帳	112	10.7	4.5	8.0	9.8	11.6	37.5	13.4	17.0
手帳なし	17	11.8	11.8	5.9	5.9	23.5	29.4	17.6	17.6

問 15 社会参加をする上で困難なことはありますか。(複数回答)

全体として、「情報量がない」の割合が 27.2%と最も高く、次いで「一緒に参加する仲間がない」の割合が 24.3%、「外出する意欲がでない」の割合が 19.7%となっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	情報量がない	情報保障(手話等)が ない	移動手段がない	支援者がいない	外出する意欲がでない	一緒に参加する仲間が いない	自由に立ち寄れる フリースペースがない	その他	無回答
全 体	345	27.2	0.3	14.2	13.9	19.7	24.3	14.5	13.6	29.6
身体障がい者手帳	88	29.5	1.1	17.0	15.9	15.9	15.9	13.6	11.4	38.6
療育手帳	206	24.8	—	9.7	17.0	14.6	22.3	13.1	12.1	30.1
精神障がい者 保健福祉手帳	112	31.3	—	17.9	8.0	29.5	29.5	19.6	16.1	25.0
手帳なし	17	17.6	—	11.8	11.8	35.3	29.4	17.6	11.8	23.5

問 16 現在ご利用中のサービスは何ですか。(複数回答)

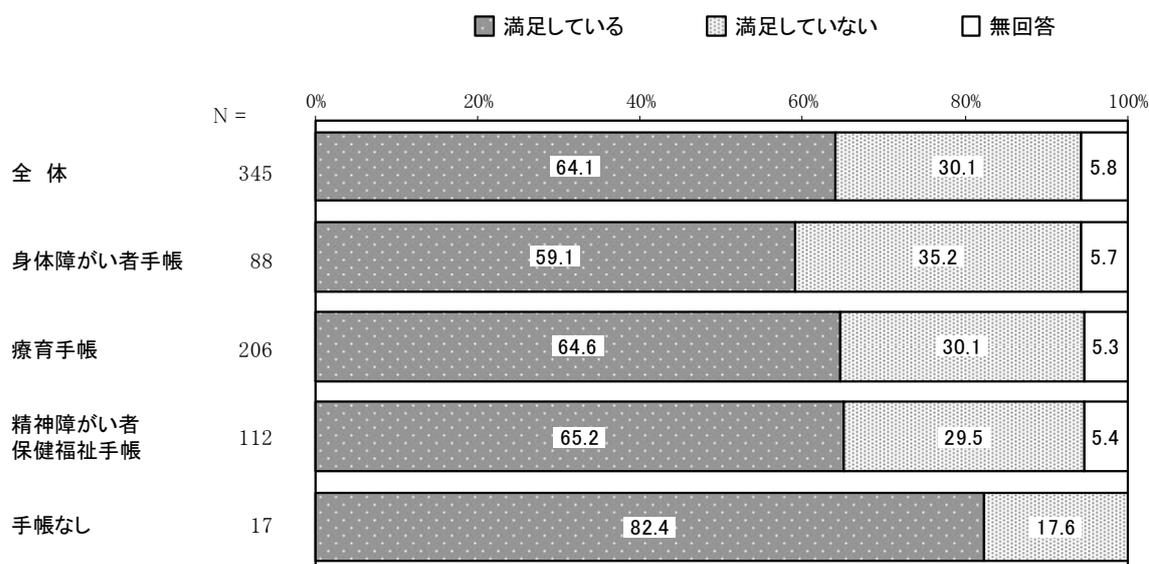
全体として、「就労系サービス」の割合が 36.5%と最も高く、次いで「生活介護」の割合が 28.4%、「短期入所」の割合が 13.6%となっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	居宅介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	訪問診療	生活介護	生活訓練	就労系サービス	短期入所	施設入所支援	グループホーム	児童発達支援	放課後デイサービス	その他	無回答
全体	345	10.4	2.9	9.3	3.5	2.6	28.4	4.9	36.5	13.6	5.8	9.6	—	0.6	11.3	12.5
身体障がい者手帳	88	21.6	9.1	15.9	13.6	8.0	44.3	5.7	17.0	22.7	8.0	10.2	—	—	9.1	10.2
療育手帳	206	10.7	2.4	4.4	2.9	1.9	39.3	5.3	29.1	20.9	7.3	13.1	—	0.5	11.2	10.2
精神障がい者保健福祉手帳	112	5.4	1.8	18.8	0.9	1.8	8.0	5.4	53.6	3.6	4.5	4.5	—	0.9	11.6	16.1
手帳なし	17	5.9	5.9	11.8	—	5.9	5.9	5.9	70.6	5.9	5.9	5.9	—	—	5.9	—

問 17 現在ご利用中のサービスに満足していますか。(複数回答)

全体として、「満足している」の割合が64.1%、「満足していない」の割合が30.1%となっています。



●満足していない理由

単位：％

区分	有効回答数(件)	適切なサービスがわからない	サービス支給量が足りない	利用できる事業所がない	サービスの使い方がわからない	その他	無回答
全体	104	26.0	30.8	24.0	12.5	27.9	7.7
身体障がい者手帳	31	12.9	29.0	38.7	3.2	25.8	9.7
療育手帳	62	22.6	29.0	32.3	12.9	27.4	8.1
精神障がい者保健福祉手帳	33	39.4	24.2	12.1	18.2	24.2	9.1
手帳なし	3	66.7	—	—	33.3	66.7	—

●今後利用してみたいサービス

単位：％

区分	有効回答数(件)	居宅介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	訪問診療	生活介護	生活訓練	就労系サービス	短期入所	施設入所支援	グループホーム	児童発達支援	放課後デイサービス	その他	無回答
全体	104	1.9	3.8	3.8	4.8	4.8	6.7	14.4	14.4	11.5	10.6	26.9	1.0	1.9	10.6	32.7
身体障がい者手帳	31	—	9.7	3.2	9.7	6.5	3.2	9.7	6.5	16.1	12.9	12.9	—	—	16.1	32.3
療育手帳	62	3.2	1.6	1.6	3.2	1.6	3.2	11.3	9.7	14.5	14.5	33.9	1.6	1.6	9.7	33.9
精神障がい者保健福祉手帳	33	—	—	9.1	—	9.1	9.1	24.2	27.3	9.1	3.0	18.2	—	3.0	9.1	30.3
手帳なし	3	—	—	—	—	—	—	66.7	—	33.3	—	33.3	—	—	—	—

問 18 どのような働き方を希望されますか（該当するものすべてに○）

全体として、「障がい福祉サービスの利用」の割合が 33.9%と最も高く、次いで「福祉的就労（就労系サービス）」の割合が 33.6%、「一般就労」の割合が 26.1%となっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	一般就労	福祉的就労 (就労系サービス)	働きたくない	障がい福祉サービスの 利用	家の手伝い・ ボランティア	その他	無回答
全体	345	26.1	33.6	3.5	33.9	7.0	9.3	10.4
身体障がい者手帳	88	18.2	18.2	2.3	37.5	10.2	14.8	18.2
療育手帳	206	18.9	33.0	0.5	44.2	5.8	5.8	12.1
精神障がい者 保健福祉手帳	112	33.0	39.3	6.3	25.0	9.8	10.7	6.3
手帳なし	17	35.3	47.1	5.9	17.6	—	11.8	5.9

問 19 どのような支援があれば希望の働き方ができると思いますか
(該当するものすべてに○)

全体として、「就労後の支援（定着支援）」の割合が30.1%と最も高く、次いで「就労訓練」の割合が28.4%、「コミュニケーション訓練」の割合が27.8%となっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	就労訓練	面接訓練	コミュニケーション訓練	企業実習	体力づくり	メンタルトレーニング	同じ目標を持った仲間をつくる	就労体験（学生期等）	就労後の支援（定着支援）	その他	無回答
全体	345	28.4	9.0	27.8	16.8	22.9	18.0	21.7	5.5	30.1	11.3	23.8
身体障がい者手帳	88	14.8	4.5	19.3	9.1	21.6	12.5	23.9	2.3	15.9	12.5	37.5
療育手帳	206	22.3	2.9	23.3	13.1	16.0	8.3	16.0	6.8	30.6	10.7	28.6
精神障がい者 保健福祉手帳	112	42.9	18.8	39.3	23.2	34.8	32.1	28.6	2.7	33.0	8.9	14.3
手帳なし	17	35.3	23.5	35.3	29.4	58.8	47.1	35.3	11.8	35.3	5.9	5.9

●自由記載

個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。

- 特別支援学校で得意だった作業を事業所でも取り入れてもらう。
- 就労は無理。現状の事業所での作業で十分。
- 支援があっても希望の働き方は無理。働くことは無理。
- たくさんの経験が出来るような支援。
- 運動能力が落ちているため、リハビリや体操など、身体的能力低下を防止したい。
- その人に合ったことを見極める必要がある。
- 企業側の理解と体制づくり。
- 在宅の仕事を短時間勤務でできるようにして欲しい。
- たくさん人達がいるコミュニティがあれば、自然と訓練やトレーニングになると思う。
- 情報機器等環境整備。

など

自由記載 ご意見、ご要望、アイデア等

個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。

●支援に関する情報等について

- 自分から、発信できる人ばかりではなく、困っていてもあきらめている人も多くいると思う。
- 活動的な支援者でなければ、得られる情報が少ない。
- 自分から相談しない限り、市役所の人には色々な支援を教えてくれない。こんな支援も有りますと言ってもらえると助かる。
- 支援に関する情報をインターネットなどで拡散したり、交通機関へポスターを貼ったりして目に留まりやすくしてほしい。
- 他の障がいを持たれている方々がどう生活しているのか、年齢を重ねていった後、どのような支援を援助を受ながら生活しているのか知りたい。
- 福祉サービスすべてを理解できる方、専門の教育を受けた看護師を入れてほしい。
- 私は外国人で、日本語能力試験3級に合格しているが、日本語の会話の言葉が苦手なため、仕事場で言葉のやりとりをする冊子を発行して販売して欲しい。

●サービス等について

- 理想、希望と現実的に本人にできる内容のギャップが大きい。少しずつ慣らしたり、試したり、考えたり、長い期間をかけて、将来の準備をしていきたい。
- 障がい者福祉サービスが、利用者の気持ちに寄り添った内容になっていくことを願います。
- 家族の誰かが働き、収入を得て、家事も行わなければ生活できず、また障がい者の介助もできなくなる。家族も含めた支援をお願いしたい。
- なるべく家族で楽しく生活できるよう、家族を追いつめるような、考え方、やり方を変えて下さい。家族は障がい者と暮らすためのたくさんの努力をしています。そのことを理解して、家族への対応をお願いしたいと思います。
- 家族にも自由がほしい。
- 介護者が入院になった場合など、本人の行き先がない。
- 親の将来のことも不安、子どもが家族以外にお世話になることも心配なので、親子で一緒に入れる施設が欲しい。
- 現在の介護者がいなくなった時が不安。将来がイメージできるライフプラン作りを希望する
- 障がい者を対象にしたリハビリがあると良い。歩行以外、あまり運動しないが、大勢で一斉にやる運動に十分に参加できないため、個人や少人数のものがよい。
- 心の病は、「考え方の病」だと思います。自己啓発のような、考え方を変えていくトレーニングができる施設があるといい。「ストレスになりにくい考え方」ができるようになると、病気の症状が落ち着いてくる（自身の経験）。
- 移動支援の利用時間が短く、自由に外出できる機会が逆に少なくなってしまう。
- 移動支援や同行援護など、サービスがあっても人材がないなどの事情で利用できない状況がある。改善策を事業所や当事者の実態を踏まえて考えてほしい。
- 一般企業に体験で働きたい。体験でいろいろな仕事をしてみて、自分に合う仕事を見つけない。
- 障がい者が広く企業に受け入れられる時代になった今だからこそ、自信や目標を持って、具体的な努力（資格取得など）をして、就職につながる事を願ってやみません。
- 体調に波もあるため、在宅のPCを使った仕事ができるようなシステムがあるといい。
- コロナウィルスにより、働き方が変わってきた。自分がどのような働き方を望むのか、考える必要があると思う。

- 就労定着支援の期間終了後も問題は生じ、ひとりで解決するのは難しい。会社側も、支援者が入って来なくなることで、変わってくるため、就職を継続することが難しくなる。

●地域づくりについて

- 障がい者の家族同士のネットワークが欲しい。
- 障がい当事者（支援者も含めて）の活動ができる人材を育成してほしい。
- 親亡き後も、住みなれた地域で生活が出来るよう願っている。
- 各地域に、障がい者を支援する世話役の人がいると助かると思う。
- ボランティア活動や、人と接する機会を作してほしい。
- 友達をつくるのが難しい。出会いの場がほしい、場づくりを手伝ってほしい。
- 病気じゃない人との関わりが少なすぎる。これでは普通の人と関わるのが怖くなる。
- ひとりでは生活できないと思う。特に近所との交流ができない。
- 市内に重度の知的障がいに対応できる病院があるといい。
- 点字ブロックを増やして欲しい。信号機の音を大きくして欲しい。
- お店やコンビニに車イス優先の駐車場が少ないため、店舗等へ働きかけてほしい。車イスで入店しやすい店が増えて欲しい。
- 階段や段差、狭さにより利用しにくい店舗が多いと感じる。おすすめの店を紹介して欲しい。

(3) 調査④ 18歳以上で、障がい者手帳所持者

問1 アンケートに答えていただいている方についてお答えください。

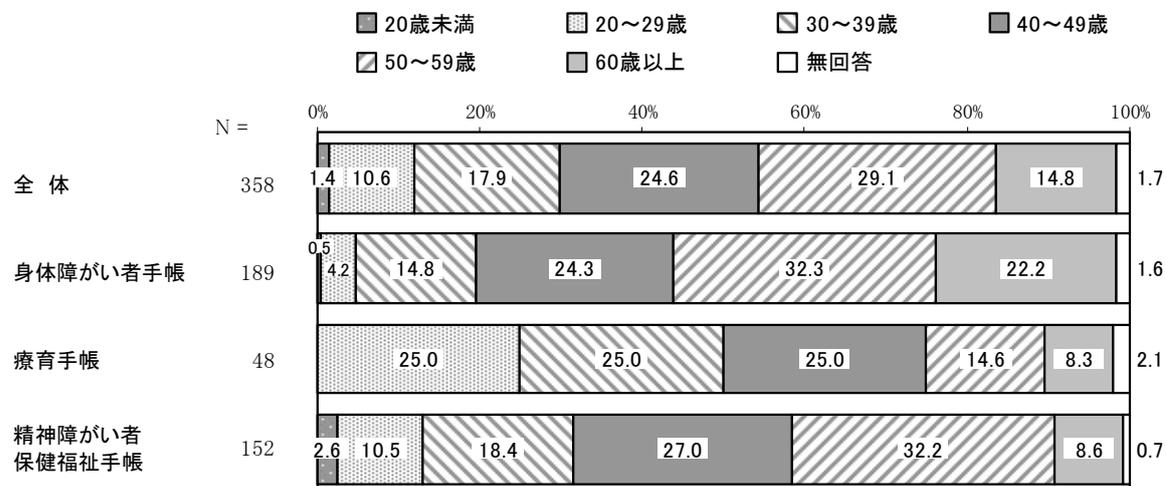
全体としては、「本人」の割合が74.9%、「家族（代理回答）」の割合が19.0%となっています。

カテゴリ	件数	割合 (%)
全体	358	100.0
本人	268	74.9
家族（代理回答）	68	19.0
その他	2	0.6
無回答	20	5.6

①回答者の年齢

全体としては、「50～59歳」の割合が29.1%と最も高く、次いで「40～49歳」の割合が24.6%、「30～39歳」の割合が17.9%となっています。

カテゴリ	件数	割合 (%)
全体	358	100.0
20歳未満	5	1.4
20～29歳	38	10.6
30～39歳	64	17.9
40～49歳	88	24.6
50～59歳	104	29.1
60歳以上	53	14.8
無回答	6	1.7



②障がい者手帳等

全体としては、「身体障がい者手帳」の割合が52.8%と最も高く、次いで「精神障がい者保健福祉手帳」の割合が42.5%、「療育手帳」の割合が13.4%となっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	無回答
全 体	358	52.8	13.4	42.5	2.0
身体障がい者手帳	189	100.0	6.3	13.8	—
療育手帳	48	25.0	100.0	8.3	—
精神障がい者保健福祉手帳	152	17.1	2.6	100.0	—

●身体障がい者手帳の等級

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	189	100.0
1 級	29	15.3
2 級	81	42.9
3 級	78	41.3
4 級	-	-
5 級	-	-
6 級	-	-
無回答	1	0.5

●身体障がい者手帳の障がい部位

カテゴリ	件数	割合 (%)
視覚	14	7.4
聴覚・平衡	30	15.9
音声・言語	7	3.7
肢体不自由	76	40.2
内部障がい	4	2.1
無回答	67	35.4

●療育手帳の判定

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	48	100.0
A判定	8	16.7
B判定	38	79.2
C判定	1	2.1
無回答	1	2.1

●精神障がい者保健福祉手帳の等級

カテゴリ	件数	割合 (%)
全 体	152	100.0
1級	10	6.6
2級	135	88.8
3級	4	2.6
無回答	3	2.0

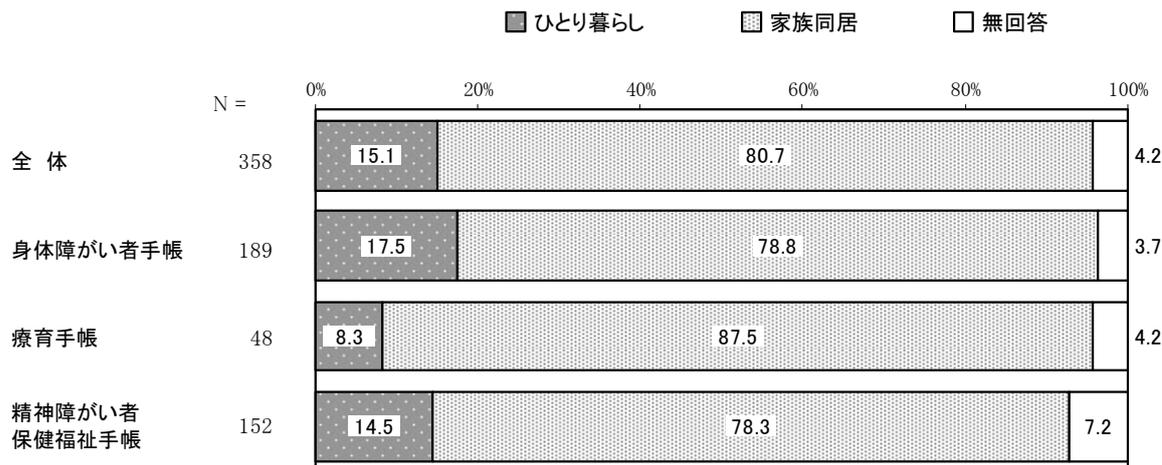
●手帳の有無によらず、診断名

カテゴリ	件数	割合
全 体	358	100.0
精神疾患	127	35.5
発達障がい	50	14.0
高次脳機能障がい	9	2.5
難病	30	8.4
無回答	155	43.3

問2 現在の住まいについてお答えください。

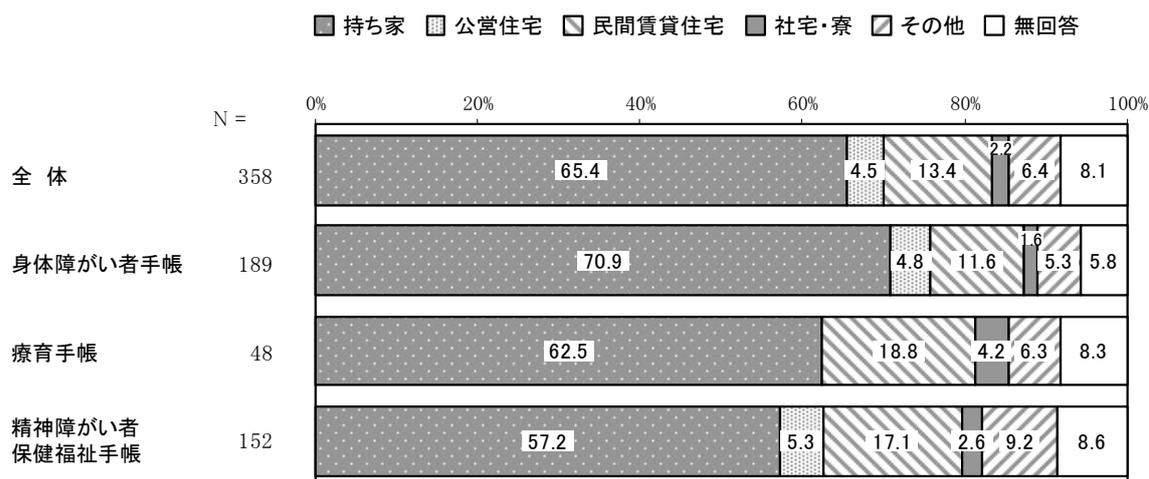
①暮らし方

全体としては、「ひとり暮らし」の割合が15.1%、「家族同居」の割合が80.7%となっています。



②居住

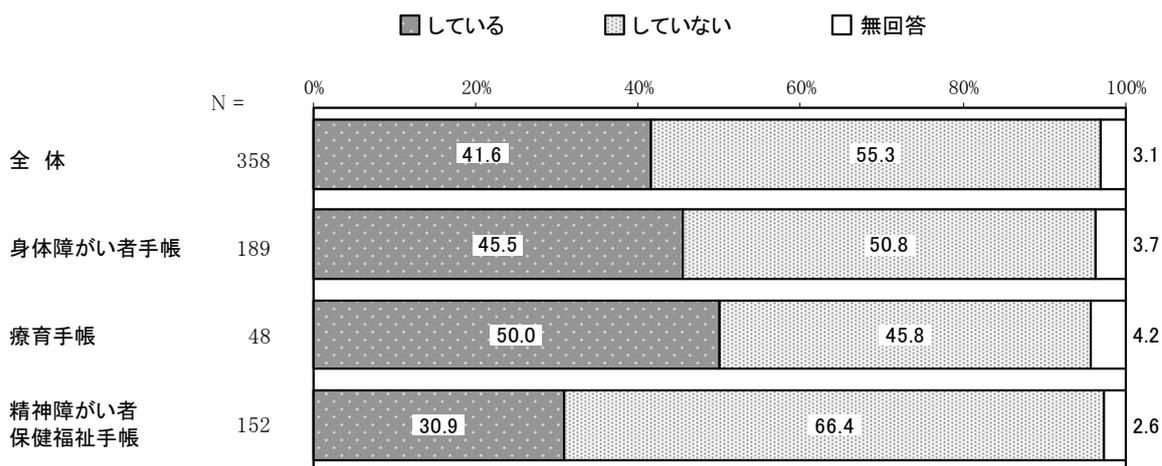
全体としては、「持ち家」の割合が 65.4%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅」の割合が 13.4%となっています。



問3 現在の社会参加についてお答えください。

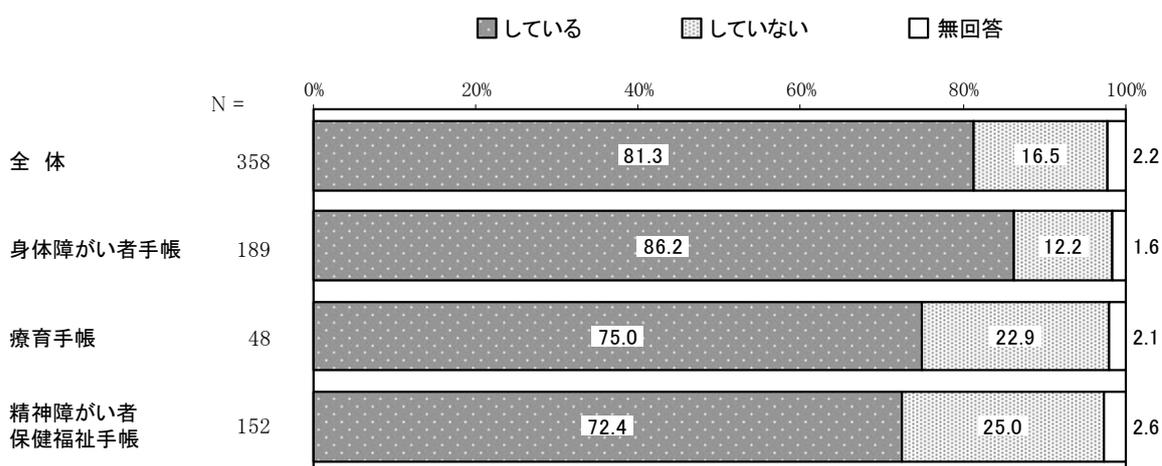
①就労

全体としては、「している」の割合が 41.6%、「していない」の割合が 55.3%となっています。



②定期的な外出

全体としては、「している」の割合が81.3%、「していない」の割合が16.5%となっています。



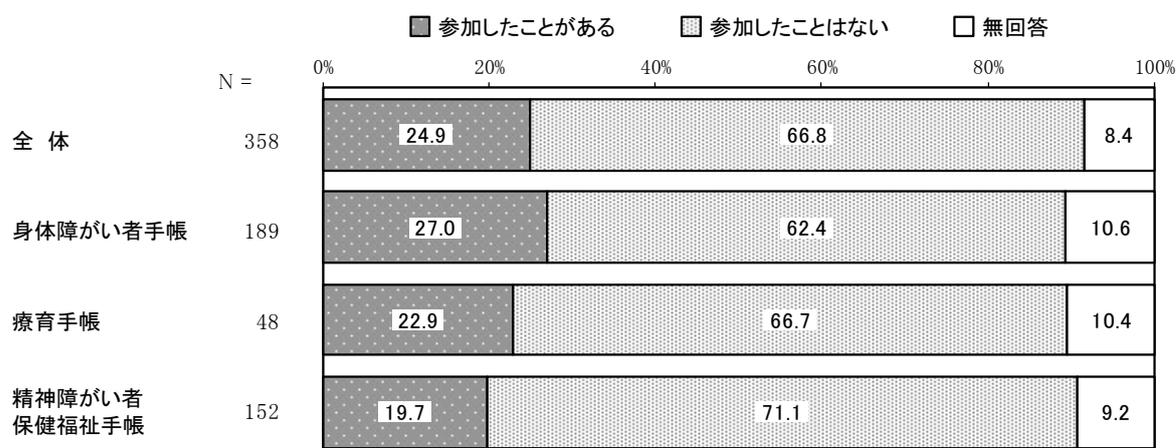
●「している」と回答した方の内容

単位：%

区分	有効回答数(件)	買い物	病院	友人等との外出	サロン等	無回答
全体	291	88.7	75.3	35.4	20.6	1.0
身体障がい者手帳	163	88.3	71.8	41.7	22.7	0.6
療育手帳	36	88.9	61.1	25.0	11.1	2.8
精神障がい者保健福祉手帳	110	88.2	90.0	30.9	22.7	0.9

③地域活動等

全体としては、「参加したことがある」の割合が24.9%、「参加したことはない」の割合が66.8%となっています。



● 「している」と回答した方の内容

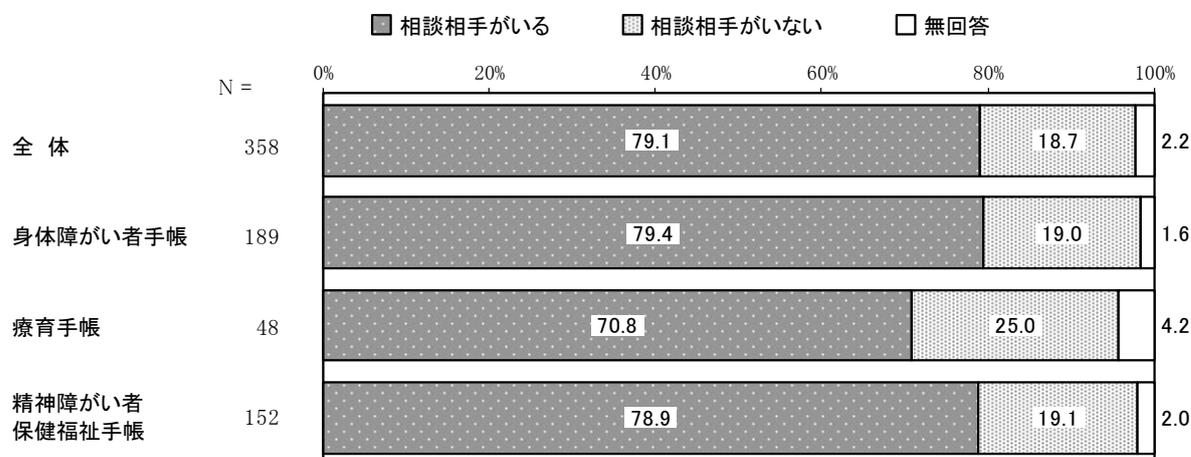
単位：%

区分	有効回答数(件)	自治会	ボランティア	防災訓練	祭礼	サークル活動	その他	無回答
全体	89	25.8	20.2	22.5	27.0	20.2	18.0	1.1
身体障がい者手帳	51	37.3	15.7	23.5	29.4	19.6	11.8	—
療育手帳	11	9.1	27.3	9.1	18.2	45.5	18.2	9.1
精神障がい者保健福祉手帳	30	16.7	23.3	23.3	23.3	10.0	30.0	—

問4 周囲への相談等についてお答えください。

① 困りごとの相談

全体としては、「相談相手がいる」の割合が79.1%、「相談相手がない」の割合が18.7%となっています。



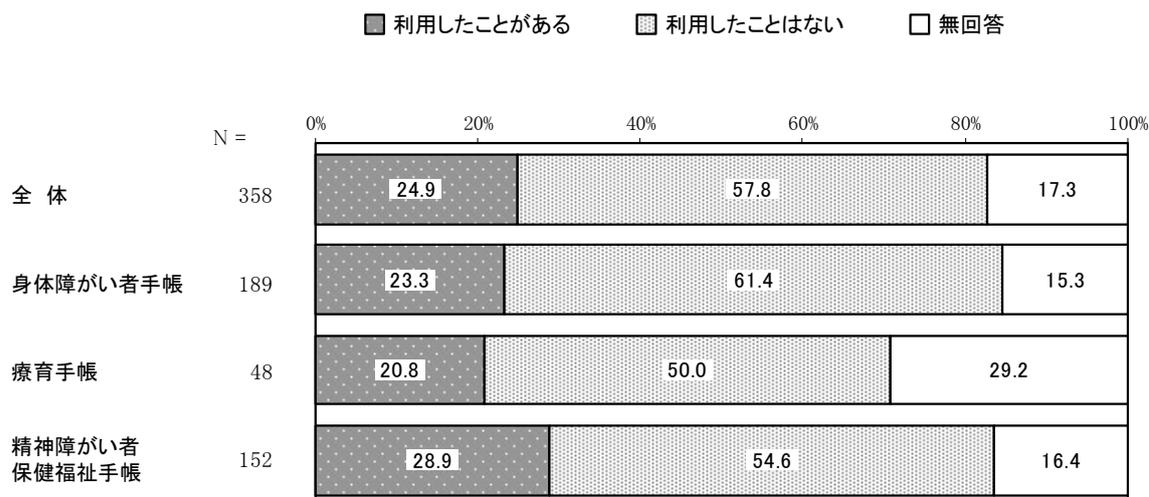
●「いる」と回答した方の相談相手

単位：％

区分	有効回答数 (件)	家族・親族	友人	近隣住民	上司等 同じ職場の同僚・	市役所等、 公的機関	医療機関	無回答
全 体	283	81.6	33.6	3.5	14.5	15.5	26.5	0.7
身体障がい者手帳	150	84.7	38.7	2.7	16.0	12.7	22.7	—
療育手帳	34	91.2	20.6	5.9	20.6	23.5	14.7	—
精神障がい者保健福祉手帳	120	70.0	25.8	3.3	8.3	20.0	40.0	1.7

②障がい福祉サービスの利用の有無

全体としては、「利用したことがある」の割合が24.9%、「利用したことはない」の割合が57.8%となっています。

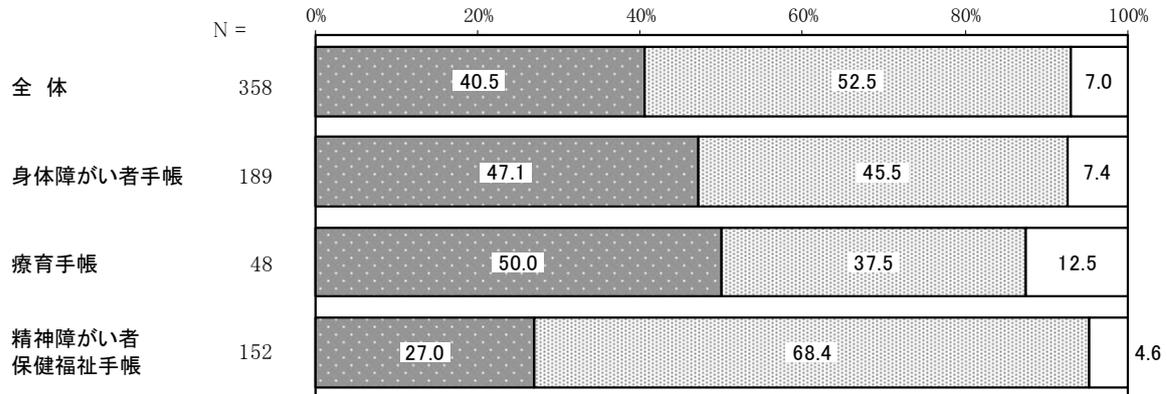


問5 現在の状況についてお答えください。

①現在、困っていること・不安なことがありますか

全体としては、「困っていない・不安はない」の割合が40.5%、「困っている・不安がある」の割合が52.5%となっています。

■ 困っていない・不安はない ■ 困っている・不安がある □ 無回答



● 「困っている・不安がある」とした方の具体的な内容

単位：%

区分	有効回答数(件)	福祉サービスを利用したい	収入が安定しない	出かける場所がない・人と交流したい	移動手段 外出(買い物・通院)の	働き先が見つからない・就職できない	暮らし方(一人暮らし・家族との同居)の相談	近隣住民との交流がない	その他	無回答
全体	188	9.6	28.2	17.6	19.1	25.0	26.1	10.6	32.4	5.3
身体障がい者手帳	86	8.1	27.9	16.3	23.3	24.4	22.1	10.5	30.2	3.5
療育手帳	18	5.6	16.7	27.8	16.7	27.8	27.8	5.6	22.2	11.1
精神障がい者保健福祉手帳	104	12.5	29.8	21.2	15.4	28.8	31.7	14.4	34.6	4.8

● 自由記載

個人の特定を防ぐため、内容を分類してまとめています。

● 支援等について

- 本人の意志を大事にして欲しい。
- 具合が悪い時とても不安になり、相談する相手がいると助かります。
- 聴覚障がいがある家族への福祉サービスは他の地域や県と比べてないように感じる。
- 式典や行事の文字起こしなどの支援に対する意識が低いと感じる。手話以外にも、字幕等の支援に力を入れてほしい。

- 高齢者のサロンや児童の施設に関する政策は多いが、一番困っていて支援が少ないのは30~50代くらいの引きこもりになりやすい世代だと思う。
- 社会的引きこもりと思われる人への理解と支援が必要だと思う。
- SST（ソーシャルスキルトレーニング）に参加したい。SSTを受ける場所や機会を増やしてほしい。
- 障がい者が未成年の場合、親の収入によって、（経済的な）支援が受けられる内容が大きく変わる。支援に制限があるが、収入が多くても、その分様々な関係で支出も多い為、逆に経済的に厳しくなる。
- もっと生活支援などの相談先を、あるなら周知に力を入れて欲しい、ないのなら作って欲しい。
- 今は親が元気だが、もし病気や何かあった時、面倒をみれるかどうか不安。

●障がい理解について

- 精神障がいはなかなか分かってもらえない。身体障がいに比べ、精神障がいは甘えという考えでいることに不満を感じる。
- 家族のように深く関わらない限り、一見普通のちょっと変わってる人で済ませ、何に困って障がいになって苦しんでるのか見えにくいと思う。
- 障がい者雇用で働いていたが、職場の理解が低く、とても苦しく、嫌な思いをした。障がいをもって生き、社会の一員になりたいという願いは失望、トラウマとなりました。どのように障がいと向きあい、自尊心を適度に保ち生きていくのか、その障がいに合ったスキルを身につける訓練の場があったらいい。

●地域づくりについて

- 医療施設に行くためのバスを増やしてほしい。
- 半田市では、バスの無料サービスがありますが、足が不自由なうえに、バス停までが遠いため、とても不便を感じる。
- バスを利用する時、家から近くのバス停まで横断歩道がなく、一つ遠いバス停まで歩いている。目が不自由な為、遠くまで歩くのも大変で、近くのバス停の横断歩道や押しボタン式信号、メロディー付信号があると良い。
- 障がい者が住みやすい町は健常者にとっても住みやすい町だと思う。障がいの有無にかかわらず、みんなが住みやすい町づくりを願います。
- 歩道の段差や側溝のフタが無い所が多い。
- 災害、緊急事態等、警報が出た時に、どう行動・避難・対応していいのかわかりにくい。
- 災害が起きた時に、行政から委任を受けた方（消防団員等）が状況を見に来てくれると良いと思う。

- 福祉避難所がどの様に機能しているのか分からず、数年前からずっと不安に思っている。通常の避難所がどの程度バリアフリーの状態なのか分からない。
- 自分と同じ病気の人と交流できる場が欲しい。
- 気軽に出かけられるような場があるとありがたいです。
- 家で昼間することがないと、よくない事ばかり考えてしまう。気軽に会話できるところがあれば良いと思う。
- 何か市政に貢献できる場があればいいなと思う。
- 地域とはできるだけかかわりたくない。ひとりで静かに暮らしたい。そっとしておいてほしい。
- 障がい者にとって必要な情報をもう少し分かるように発信してほしい。
- 半田市のホームページをもっとわかりやすくしてほしい。
- メールやラインといった伝達手段を活用して、質問やお知らせ等が出来るようにしてほしい。
- 手続き等で、手書きをしなければならない書類が多すぎる。せめて捺印だけで済ませたい。

4. 第5期計画の点検・評価

第5期計画で定めた数値目標・サービス見込み量について、達成状況等の点検・評価を実施し、今後の課題について確認します。

評価	
おおむね目標を達成しています（80%以上）	
目標達成に向けた課題等があります	

（1）数値目標

第5期計画では、国の指針を参考として次の4つの項目について数値目標を設定しました。各目標値は令和2年度末について記載されていますが、令和元年度末時点での達成状況を確認します。

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障がい者の重度化・高齢化を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	平成 28 年度末の施設入所者数に対して、9%以上が地域生活へ移行すること、入所者数を2%以上削減すること。		
	基準値	平成 28 年度末の施設入所者	41 人

点検・評価

 未達成	達成見込 0 / 2 項目		
項目	目標値	令和元年度実績	令和2年度見込
地域移行者数	4 人	0 人	2 人
	平成 28 年度末の施設入所者に対する地域移行者数の割合は 4.9%のため、未達成割合は 4.1% (2 人)。		
施設入所者数	40 人	47 人	47 人
	平成 28 年度末の施設入所者と比較し、令和 2 年度末の入所者は増加しているため、未達成割合は 2% (1 人)。		

毎年、新たに入所される方が2～3名程度、入院や死亡により退所される方が2名程度、という傾向があるなか、施設入所者数は増加している状況です。

平成 30 年度から地域包括ケア部会において、入所者本人とその家族に対して定期的な意向調査を実施し、地域生活への意識付けを行っています。令和 2 年 6 月現在、2 名の方が地域移行支援サービスを利用して地域生活への移行をすすめており、令和 2 年度中に施設から退所予定です。

無理に退所を迫るのではなく、必要な情報提供や意思確認を定期的に行い、入所期間を長期化させない取り組みを継続していく必要があります。

第 6 期障がい福祉計画の目標値への追加

地域移行者数と施設入所者数の未達成割合分は、次期計画へ上乗せすることとされているため、それぞれの数値目標へ反映します。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場 ・ 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場 ・ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・65歳未満） ・ 地域移行に伴う基盤整備量（地域移行支援利用者数）（65歳以上・65歳未満）
------	--

点検・評価

 未達成	達成見込 1 / 2項目	※設置済を除く	
項目	目標値	令和元年度末	達成見込
圏域ごとの協議の場	設置済	設置済	—
市町村ごとの協議の場	設置済	設置済	—
長期入院患者数	(65歳未満) 50人 ----- (65歳以上) 42人	※市町村では把握できない数値	
基盤整備量 (65歳未満)	13人	15人	達成
令和2年度の地域移行支援利用者数。			
基盤整備量 (65歳以上)	9人	0人	未達成
令和2年度の地域移行支援利用者数。			

圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場は、「愛知県知多障害保健福祉圏域会議」としてすでに設置されており、市町村単独では解決策が困難な課題について知多圏域の5市5町が合同で協議を行っています。

半田市においては、半田市障がい者自立支援協議会の委員として各分野の関係者に参加いただくことに加え、地域包括ケア部会へも参加いただき、具体的な事例検討を含めた協議を行っています。

精神病床から地域移行支援を利用して退院した人数は、平成30年度に6名、令和元年度に7名の実績があります。地域移行支援は利用できる期間が半年と定められているため、令和元年度末時点では目標値を下回っていますが、地域移行者数は増加傾向にあります。ただし、65歳以上の方で地域移行した実績はなく、介護保険サービス等を含めて退院に向けた取り組みを行う必要があります。

③ 障がい者の重度化・高齢化を見据えた地域生活支援拠点等の整備

国の指針	令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備すること。
------	-------------------------------------

点検

項目	目標値	令和元年度実績	達成見込
地域生活支援拠点等	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)	—

【設置済みのため、評価なし】

半田市では、地域における福祉資源を有効に活用するため、複数の事業所等関係機関が必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門性、地域の体制づくり）を分担する面的整備型として整備しています。

令和元年度に作成した「地域生活支援拠点ガイドライン」を活用し、各機能を活かした支援方法の検討につなげていきます。



④ 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度中に一般就労に移行する者の人数は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。 就労移行支援事業の利用者数は、令和2年度末において平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること。 就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすること。 		
	基準値	平成28年度一般就労への移行者数	18人
		平成28年度末 就労移行支援事業利用者数	52人

点検・評価

 達成見込 3 / 4項目 おおむね達成			
項目	目標値	令和元年度実績	達成見込
一般就労への移行者数	27人	22人	達成
就労移行支援利用者数	63人	51人	達成
就労移行率3割以上の事業所割合	75%	0%	未達成
職場定着率	80%	89%	達成

福祉施設から一般就労への移行をすすめるため、就労部会において体験実習の実施や、半田公共職業安定所と共に、企業向けの障がい理解啓発・障がい者雇用促進に関する企画を実施し、知多地域全体で障がい者雇用の推進に取り組んでいます。

また、半田市障がい者相談支援センターに就労担当部門を設置し、福祉サービスにつながりにくい方への就労支援を実施するほか、就労定着支援を利用できない方（特別支援学校卒業者等）の就労定着を支援するジョブライフサポーターを設置するなどの、半田市独自支援も実施しています。

(2) サービス見込み量（障がい福祉サービス）

第5期計画で定めたサービス見込み量について、点検・評価を行います。なお、令和元年度末（3月）の実績時点での達成状況を確認します。

① 訪問系

事業名	年度	H29	H30		R1			R2
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込量
利用量合計	時間	4,153	5,290	4,378	5,290	4,075	77%	5,290
居宅介護	時間	3,831	-	3,685	-	3,361	-	-
重度訪問介護	時間	119	-	440	-	589	-	-
行動援護	時間	134	-	155	-	75	-	-
重度障がい者等包括支援	時間	0	-	0	-	0	-	-
同行援護	時間	69	-	98	-	50	-	-

※各年度3月実績、複数のサービスを組み合わせて利用するケースがあるため、合算した数値で確認

点検・評価



未達成

達成見込

0 / 1項目

訪問系サービスは、見込量を下回る提供量であり、実績は減少傾向にあります。この要因としては、支援者の不足により利用者のニーズに答えられていない状態があります。

重度訪問介護は、市内に事業所が整備されたことで、利用量が増加しました。

行動援護や同行援護など手厚い支援を提供するサービスは、事業所数・支援者数がともに少なく、利用ニーズに答えられていない現状があります。これらのサービス提供にあたっては、専門の資格取得が必要となるため、計画的な人材育成が必要となります。

【課題】

- ・利用者のニーズに答えるための提供体制の整備
- ・専門の資格を持つ支援者の計画的な養成

② 日中活動系

事業名	年度	H29	H30		R1			R2
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込量
生活介護	人日	5,332	5,802	5,498	5,982	5,376	90%	6,172
自立訓練（機能訓練）	人日	21	58	7	4	23	575%	4
自立訓練（生活訓練）	人日	145	130	99	130	73	56%	130
就労移行支援	人日	530	1,216	630	1,273	707	56%	1,330
就労継続支援（A型）	人日	610	540	547	594	537	90%	648
就労継続支援（B型）	人日	3,306	3,340	3,670	3,430	4,326	126%	3,610
就労定着支援	人	-	10	7	11	11	100%	12
短期入所（福祉型）	人日	195	246	205	258	180	70%	270
短期入所（医療型）	人日	14	12	6	15	10	67%	18
療養介護	人	6	7	9	8	11	138%	9

※各年度3月実績で確認

点検・評価



未達成

達成見込

5 / 10 項目

日中活動系サービスは、見込量に対する実績がサービスごとに大きくばらついています。

生活介護は達成率を概ね満たしているものの、強度行動障がいや重症心身障がい、医療的ケアを必要とする方などの受入れは十分とは言えません。

就労移行支援が見込み値を大幅に下回る一方で、就労継続支援（B型）の利用者が急増しています。一般就労への移行をすすめるためには、就労継続支援事業所から一般就労・就労移行支援への移行も必要と考えられます。

短期入所は実施事業所の数や受け入れ人数のために、利用者のニーズに答えられていない状態があります。加えて、緊急時等や重度障がいのある方の受け入れが難しい現状があります。

【課題】

- ・利用者状態に応じたきめ細やかな支援の提供

③ 居住系

事業名	年度	H29	H30		R1			R2
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込量
自立生活援助	人	-	45	0	51	6	12%	62
グループホーム	人	71	74	81	80	86	108%	86
施設入所支援	人	45	43	45	42	47	112%	41

※各年度3月実績で確認

 点検・評価

 おおむね達成 達成見込 2 / 3項目	<p>全体として、見込量をおおむね確保できています。</p> <p>自立生活援助は、令和元年9月から市内でサービス提供が始まったため、見込量を大きく下回っています。</p> <p>グループホームは地域移行の推進や、親あるうちの体験利用による利用増と、市内の事業所整備が進んでいることから、大きく増加しています。</p>
--	---

④ 相談支援

事業名	年度	H29	H30		R1			R2
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込量
計画相談	人	268	268	249	292	245	84%	316
地域移行支援	人	7	7	6	7	9	129%	8
地域定着支援	人	38	38	37	41	29	71%	44

※各年度3月実績で確認

 点検・評価

 おおむね達成 達成見込 2 / 3項目	<p>各指定相談事業所の協力により、サービス等利用計画の作成は、利用者全体の99%となっています。</p> <p>福祉施設や精神病床等からの地域移行がすすむ中で、地域移行支援や地域定着支援を実施する事業所の増加が望まれます。</p>
--	--

(3) サービス見込み量（地域生活支援事業）

令和元年度末（3月）の実績時点での達成状況を確認します。なお、時期による利用者の変動が大きい事業（事業名に※印）は、見込量・実績ともに年間の数値で確認します。

事業名	年度	H29	H30		R1			R2
	単位	実績	見込量	実績	見込量	実績	達成率	見込量
相談支援事業								
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	100%	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	100%	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	-	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	-	無
成年後見制度利用支援事業	人	8	14	12	15	11	73%	16
※意思疎通支援事業								
手話通訳者派遣事業	回	121	160	126	161	132	82%	162
手話通訳者設置事業	時間	501	507	512	507	477	94%	507
要約筆記者派遣事業	回	2	3	0	11	2	18%	3
※日常生活用具給付事業								
介護・訓練支援用具	件	8	9	12	9	6	67%	9
自立生活支援用具	件	19	24	23	24	23	96%	24
在宅療養等支援用具	件	22	23	15	23	31	135%	23
情報・意思疎通支援用具	件	15	13	17	13	23	177%	13
排泄管理支援用具	件	961	954	1,013	961	1,092	114%	968
居宅生活動作補助用具	件	5	10	2	10	0	0%	10
移動支援事業								
地域活動支援センター	時間	863	986	922	1,002	600	60%	1,018
※日中一時支援事業								
A型：日中ショート	人	7	8	7	7	7	100%	7
B型：地域デイ	人	118	134	110	146	105	72%	159
訪問入浴サービス事業	人	11	10	9	11	9	82%	12
体験的宿泊事業	箇所	3	5	4	6	6	100%	7
※知的障がい者職親委託制度								
※その他事業								
自動車運転免許取得助成事業	人	1	3	2	3	5	167%	3
身体障がい者自動車改造費助成事業	人	3	7	6	7	3	43%	7
障がい者（児）タクシー料金助成事業	人	365	449	399	452	391	87%	455
障がい者（児）バス運賃扶助事業	人	1,783	1,980	1,654	1,994	1,359	68%	2,008

※各年度3月実績で確認



未達成

達成見込

11 / 20 項目

全体的にはばらつきがありながらも、見込量をおおむね確保していると考えます。

（3月実績での確認のため、令和元年度は新型コロナウイルス等感染拡大防止の影響を受けている事業があります）

意思疎通支援事業のうち、平成29年度から開始した要約筆記者の派遣は、会議等への公用派遣が主となっており、市が主催する行事等への導入をきっかけとした広がりが期待されます。

移動支援事業は支援者不足による減少傾向があり、訪問系サービスと同様に、利用者のニーズに答えられていない状態があります。

日常生活用具給付事業は、用具の種別によって新規購入・更新の頻度に差がありますが、全体の給付件数で見ると見込量を達成しています。用具の研究・開発により商品の多様化が進んでいることから、給付品目や要件の見直しを行い、対応していく必要があります。

地域活動支援センター（フリースペース型）は、令和元年度に市内での開設を目指していたものが、令和2年7月にずれ込んだことで、見込量を大きく下回る結果となっています。今後は、より身近な場所で、気軽に利用できることで利用者の増加が見込まれます。

体験的宿泊は、事業所の協力により実施事業所が増える一方で、利用実績は見込量を大きく下回っています。今後は、一人暮らしに向けた本人のアセスメントや、実践の場として活用するため、グループホームでの実施をすすめていきます。

【課題】

- 移動支援を行う支援者の確保、育成
- 地域活動支援センター（フリースペース型）の利用促進
- 体験的宿泊の周知・活用

5. 用語解説

五十音	解説	初出
意思決定支援	<p>障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（厚生労働省作成）における定義は次のとおりです。</p> <p>「意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう」</p>	16 ページ
移動支援	<p>屋外での移動が難しい方に、外出に同行して移動の支援を行います。</p>	10 ページ
医療的ケア	<p>人工呼吸器や胃ろう等を使用している方へ実施する、たんの吸引や経管栄養等の医療的援助を指します。本計画においては、居宅など、医療機関以外の場所で生活する医療的ケアを必要とする方に焦点を当てています。</p>	27 ページ
医療的ケア児等コーディネーター	<p>医療的ケアを必要とする子どもの出生等から、その子どもや家族に寄り添い、必要な支援を総合的に調整する役割を担うものです。</p>	28 ページ
介護給付	<p>障害者総合支援法に基づくサービスのうち、次の9つのサービスを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護 • 重度訪問介護 • 同行援護 • 行動援護 • 重度障がい者等包括支援 • 短期入所（ショートステイ） • 療養介護 • 生活介護 • 施設入所支援 	10 ページ

五十音	解説	初出
きょうだい児	障がいのある方と暮らす兄弟姉妹のことです。本計画では、特に障がい児のきょうだい(子ども)に焦点を当てています。	34 ページ
共同生活援助 (グループホーム) ※自立支援給付の一部	地域で共同生活している人に、住居における相談や日常生活での援助を行います。また、入浴、排せつ、食事等で介護が必要な方への手助けも行います。	10 ページ
居宅介護 (ホームヘルプ) ※自立支援給付の一部	自宅で、入浴、排せつ、食事等の手助けや、部屋の掃除、洗濯等を行います。また、通院の付き添いも行います。	10 ページ
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するための外出が著しく難しい児童に発達支援を提供するため、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。	19 ページ
緊急ショートステイ	半田市において、ホームレス、虐待、DV等のセーフティネット機能として、緊急に保護を必要とする方を一時的に施設に避難(入所)させる事業です。 ここでは、地域生活支援拠点の主な機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」に位置づけています。	45 ページ
クライシスプラン	一般的には、精神障がいの方の地域生活支援において、本人の同意のもと、症状が悪化した場合の本人や周囲の対処等をあらかじめ確認したものを言います。 本計画では、精神障がいに限らず、本人や支援者に緊急的または危機的な状況(クライシス)が発生した場合を想定し、その対応についてあらかじめ検討し、決めたものを指して使用しています。	37 ページ

五十音	解説	初出
訓練等給付	<p>障害者総合支援法に基づくサービスのうち、次の6つのサービスを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自立訓練（機能訓練・生活訓練） • 就労移行支援 • 就労継続支援（A型・B型） • 共同生活援助（グループホーム） • 就労定着支援 • 自立生活援助 	10 ページ
計画相談支援 ※自立支援給付の一部	<p>障がいのある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成や、定期的なサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。</p>	10 ページ
行動援護 ※自立支援給付の一部	<p>知的障がいや精神障がいで、行動障がいがある方に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援を行います。</p>	10 ページ
行動障がい	<p>状況にそぐわない不適切な行動が頻繁にあらわれ、本人または他者の安全や身体的健康にとって好ましくない行動を指します。また、これらが強く表れている状態を「強度行動障がい」と言います。</p>	22 ページ
合理的配慮の提供	<p>障がいのある方から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているという意思が伝えられた時に、過度な負担とならない範囲で必要な便宜を図ることであります。</p>	25 ページ
個別支援計画	<p>障がい福祉サービス等事業所において、サービス等利用計画で設定された目標や課題に対して、具体的に実施する支援内容を整理し、記入したものです。</p>	29 ページ
個別の教育支援計画 (ふれあい)	<p>乳幼児期から長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、支援が必要な児童ごとに作成する計画のことです。保護者と園・学校が相談しながら、教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携して作成します。</p>	18 ページ

五十音	解説	初出
サービス担当者会議	本人・家族の状況、目標、希望する生活、これからの課題などの情報共有を行い、関係者それぞれから専門的な意見を出し合い、役割分担を整理しながら支援の方針を具体的に検討する場です。	29 ページ
サービス等利用計画	障がい福祉サービス等の利用を希望するときに、心身の状況など生活全般をアセスメントし、本人の希望や目標、解決すべき課題を設定し、そのために必要な支援を調整して作成する総合的な支援方針を記入したものです。	29 ページ
支援者派遣	災害時において、市内福祉サービス事業所等へ人員派遣を要請し、福祉避難所や指定避難所での要配慮者支援に協力をあおぐ制度です。	36 ページ
施設入所支援 ※自立支援給付の一部	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事等の手助けを行います。	10 ページ
児童発達支援センター つくし学園	半田市が運営する児童発達支援センターです。 児童発達支援センターとは、心身の発達や言葉に遅れのある就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作や必要な生活習慣（睡眠、食事、排泄、着脱等）を取得し、集団生活に適応することができるよう適切な指導を行うとともに、地域の障がい児やその家族の相談支援や、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育施設です。	17 ページ
社会的障壁	障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを表します。	26 ページ
重度障がい者等 包括支援 ※自立支援給付の一部	介護の必要性がとても高い方のために、居宅介護など複数のサービスを組み合わせて支援します。	10 ページ
重度訪問介護 ※自立支援給付の一部	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の手助けを行います。また、外出するときの移動の支援も行います。	10 ページ

五十音	解説	初出
就労アセスメント	障がいのある方の特性や能力を最大限に活かし、最適な「働く場」につなげるため、将来的な成長の可能性も含めて行うアセスメントです。	35 ページ
就労移行支援 ※自立支援給付の一部	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識の取得や能力を向上させるための訓練を行います。	10 ページ
就労継続支援 ※自立支援給付の一部	一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識の取得や能力を向上させるための訓練を行います。 【A型】 雇用契約を結びます。 【B型】 雇用契約を結びません。	10 ページ
就労定着支援 ※自立支援給付の一部	就労移行支援などを利用して一般就労した方へ、就労に伴う環境変化や生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅へ訪問するなどの支援を行います。	10 ページ
障がい者手帳	申請に基づき、障がいのある方に交付される手帳です。 身体機能の障がいのある方へ「身体障がい者手帳」、先天的な知的障がいのある方へ「療育手帳」、精神障がいのある方へ「精神障がい者保健福祉手帳」が交付されます。	5 ページ
ジョブライフ サポーター	半田市が独自に実施している就労定着を支援するボランティアです。 総合支援法に基づく就労定着支援が利用できない一般就労している方（特別支援学校卒業生など、就労移行支援等を利用せず一般就労した方）を対象として、就労に伴う環境変化や生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅へ訪問するなどの支援を行います。	46 ページ

五十音	解説	初出
自立訓練 ※自立支援給付の一部	自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、一定期間、訓練を行います。 【機能訓練】 身体機能の維持・向上を目指します。 【生活訓練】 生活能力の維持・向上を目指します。	10 ページ
自立生活援助 ※自立支援給付の一部	入所施設や精神病床などを利用していた方が一人暮らしを始めた時に、生活に必要な力を補うため、定期的な訪問などで課題を把握し、助言などの支援を行います。	10 ページ
生活介護 ※自立支援給付の一部	常に介護が必要な方に、日中、施設で入浴、排せつ、食事等の手助けを行います。また、創作的・生産的活動も行います。	10 ページ
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利や財産を保護し、支援する制度です。	26 ページ
相談支援	障がいのある方やその家族などのさまざまな相談に対応し、必要な情報の提供や、障がい福祉サービス等を利用するための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。	12 ページ
相談支援給付 ※自立支援給付の一部	障害者総合支援法に基づくサービスのうち、次の3つのサービスを指します。 ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援	10 ページ
体験的宿泊	地域において、自立した生活を希望する方を対象として、居室を確保し、一人暮らしに向けた宿泊の体験を提供します。	10 ページ
短期入所 (ショートステイ) ※自立支援給付の一部	自宅で介護をしている家族等が病気になった時や、休息が必要になった時などに、短期間、施設で入浴や食事等の支援を行います。	10 ページ
地域移行支援 ※自立支援給付の一部	入所施設や精神病床などを利用している方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	10 ページ

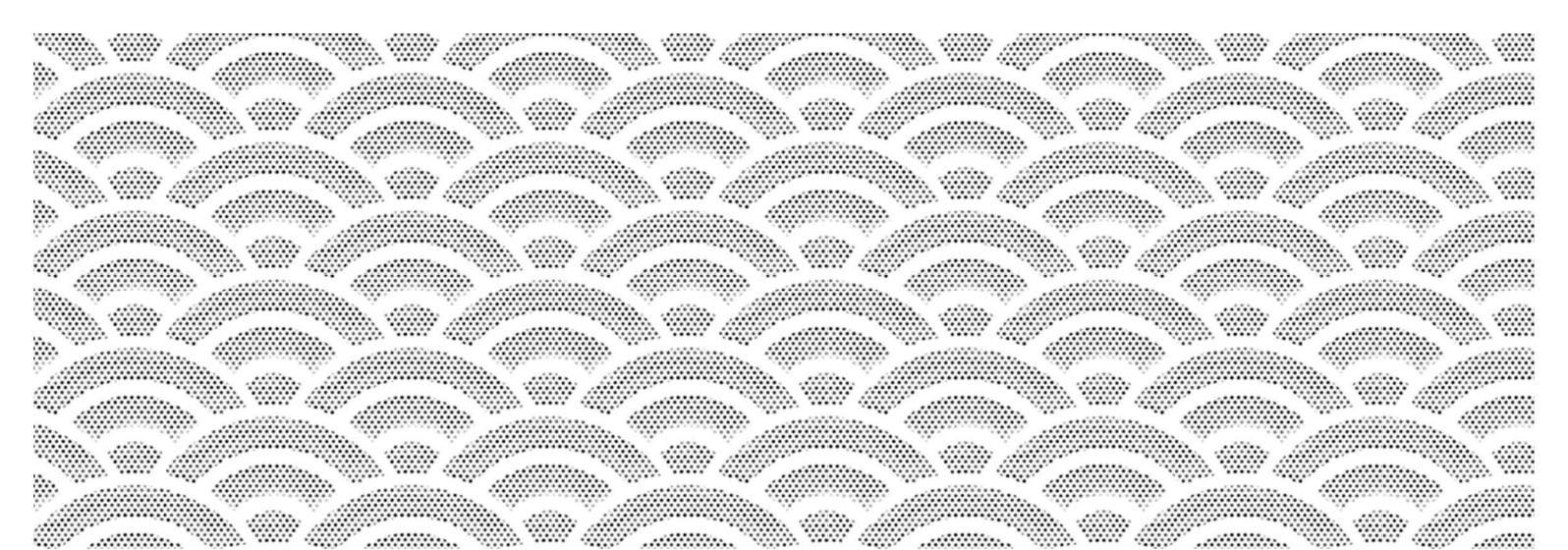
五十音	解説	初出
地域生活支援拠点	<p>障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を指します。</p> <p>居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。</p> <p>厚生労働省のガイドラインでは、拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、グループホーム等を付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が例示されています。</p>	23 ページ
地域生活支援事業	<p>市町村の創意工夫により、地域の実情に合わせて独自に実施するサービスです。障害者総合支援法に基づくサービスと組み合わせて利用することができます。</p>	10 ページ
地域定着支援 ※自立支援給付の一部	<p>居家で一人暮らしをしている方を対象として、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談等必要な支援を行います。</p>	10 ページ
地域包括ケア	<p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に由来する言葉で、障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本人を中心として医療、保健、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保される支援体制を指して使用しています。</p>	23 ページ
同行援護 ※自立支援給付の一部	<p>視覚障がいで、ひとりで移動が難しい方に、外出に同行して移動の支援を行います。また、外出先での代筆・代読も行います。</p>	10 ページ
特別支援教育 コーディネーター	<p>各幼稚園・小中学校において、児童への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する窓口として、また、園・学校内の関係者と福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職員です。</p>	18 ページ

五十音	解説	初出
日中一時支援	<p>障がいのある方の日中における活動の場を確保します。</p> <p>【A型（日中ショート事業）】 自宅で介護をしている家族等が病気になった時や、休息が必要になった時などに、日中、一時的に、施設で入浴や食事等の支援を行います。</p> <p>【B型（休日支援事業）】 家族等による介護や見守りが難しく、自宅で過ごすことができないグループホームの入居者や、休日に障がい福祉サービス等の利用を必要とする方等を対象として、休日の日中に見守りや日常生活の支援を行います。</p>	10 ページ
発達支援 コーディネーター	<p>各保育園の主査保育士を主として、児童への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する窓口として、また、園内の関係者と福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職員として位置付けるものです。</p>	18 ページ
発達支援相談あゆみ	<p>児童発達支援センターつくし学園において実施する相談事業であり、市内の18歳未満の子どもに関する発達の心配や悩みごとの相談に、専門の相談員が対応します。</p>	17 ページ
半田市障がい者 自立支援協議会	<p>半田市において、障害者総合支援法第89条の3に規定する「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会」として設置している組織です。</p>	3 ページ
ピアカウンセリング	<p>ピア（peer）とは、「仲間」という意味であり、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まり、同じ体験をした仲間だからこそ分かり合える、あるいは、こころの支えになることができるということを基本に置き、自立生活や社会生活に必要な「自己選択・自己決定・自己責任」を行うことができるよう、仲間として行うカウンセリングを指します。</p>	54 ページ

五十音	解説	初出
ピアサポート	<p>一般的には同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間として支え合い、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを指します。本計画では、障がいや疾病などに関して、同じ立場や課題を経験してきた人が、自らの体験に基づいて相談相手となったり、仲間として社会参加や地域との交流、課題の解決等を支援する活動を指します。</p>	20 ページ
BCP	<p>事業継続計画 (Business Continuity Plan) の略称であり、自然災害、テロ攻撃などの緊急事態が発生した場合において、中核となる事業の継続や早期復旧を図るために、平常時の活動や緊急時の対応をあらかじめ取り決めた計画です。</p>	37 ページ
避難行動要支援者名簿	<p>要配慮者のうち、災害が発生、または発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難で特に支援を要する方について、その把握、避難支援、安否確認等を行うために市町村が作成する名簿です。</p>	37 ページ
ふくし井戸端会議	<p>高齢・障がい・子育て・防災など様々な分野の身近な困りごとを、地域のみんなで話し合い、考え、行動に移していく場です。</p>	25 ページ
ふくし共育	<p>半田市に暮らす全ての方のふくし(ふだんのくらしのしあわせ)の実現を目指し、市内の児童・生徒等を対象として、地域の福祉課題などについて共に考え、学び、育ちあう場です。</p>	16 ページ
福祉人財	<p>地域福祉計画において、広く福祉活動に従事されている方のことを大切な「資産」として捉え、「ふくし人財」と表現しています。本計画では、障がい福祉分野に従事される方が不足していることを課題と考えるため、従事する方を大切な「資産」として捉え、これからの福祉の担い手を育成していくための言葉として使用しています。</p> <p>なお、現在従事されている方のスキルアップや、従事者同士の関係づくりにおいては、一般的な「人材」を使用します。</p>	33 ページ

五十音	解説	初出
福祉避難所	高齢者や障がい者など、指定避難所での生活に支障が想定される、特に配慮を必要とする方（要配慮者）を受け入れるために設置する避難所です。	36 ページ
フリースペース	障がいのある方が気軽に立ち寄ることができる「居場所」として、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進を図るとともに、必要な支援や当事者活動を行う場として市内に設置しています。	45 ページ
ペアレント トレーニング	保護者を対象として、子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善の目的として実施するプログラムです。	20 ページ
ペアレント プログラム	保護者が、子どもの発達特性を理解し、具体的な対応方法を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、家庭において発達特性のある子どもの育ちや暮らしの安定につながるよう保護者を支援するものです。	20 ページ
保育所等訪問支援	保育園等を支援員が訪問し、障がい児や保育園等の職員に対して、集団生活に適應するための専門的な支援を行う福祉サービスです。	19 ページ
放課後児童健全 育成事業	一般的に「学童保育」と呼ばれています。 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。	19 ページ
放課後等デイサービス	就学児を対象として、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供するサービスです。	18 ページ
訪問入浴サービス	自宅の浴槽で入浴できない重度の身体障がいの方に、自宅に移動式の浴槽（入浴設備を備えた車両等）を持ち込み、入浴の手助けを行います。	10 ページ

五十音	解説	初出
療養介護 ※自立支援給付の一部	医療が必要で、常に介護も必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援を行います。	10 ページ



第3期半田市障がい者保健福祉計画

令和3年3月

【発行】半田市

【編集】福祉部地域福祉課

住 所 〒475-8666 愛知県半田市東洋町2-1

TEL 0569-84-0643（直通）

FAX 0569-22-2904

メール chiikifukushi@city.handa.lg.jp

